市連会３月定例会説明資料
令 和 ６ 年 ３ 月 １２ 日
日　本　赤　十　字　社
神奈川県支部横浜市地区本部

令和６年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和６年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

１　事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法・家庭看護法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく会費によって賄われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集に対する御協力をお願いしております。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】郵送等で単位会長あて資料を送付します。
　　定例会等で協力いただくよう周知をお願いします。

【御依頼事項】
（１）令和６年度日本赤十字社会費募集について
　ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和６年度募集依頼額
　　２０８，５９３，０００円　（前年度同額）
　イ 会費の一世帯あたりの金額（参考額）
　　２００円程度
（２）募集活動に伴うチラシ等の配布について

３　実施期間

令和６年５月(赤十字運動月間)を中心とする通年

４　添付資料
（１）令和６年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット（Ａ５版）
（２）令和６年度日本赤十字社神奈川県支部会費募集チラシ（Ａ４版）

日本赤十字社 神奈川県支部 横浜市地区本部
（横浜市 健康福祉局 福祉保健課）
担当　長澤、服部
電話 045-671-4044 /FAX 045-664-3622

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

苦しんでいる人を救いたい

いかなる状況下であっても赤十字の使命は変わりません。

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

あなたのご寄付は、
令和6年能登半島地震をはじめとする
災害救護活動や災害への備えなど、
カタチを変えて苦しんでいる人の
支えとなります。

▲寸断された道路を自衛隊員と進む同救護班(石川県珠洲市)

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

決算合計 **1,072,378,690円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

令和6年度 事業予算

予算合計 **1,030,597,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています

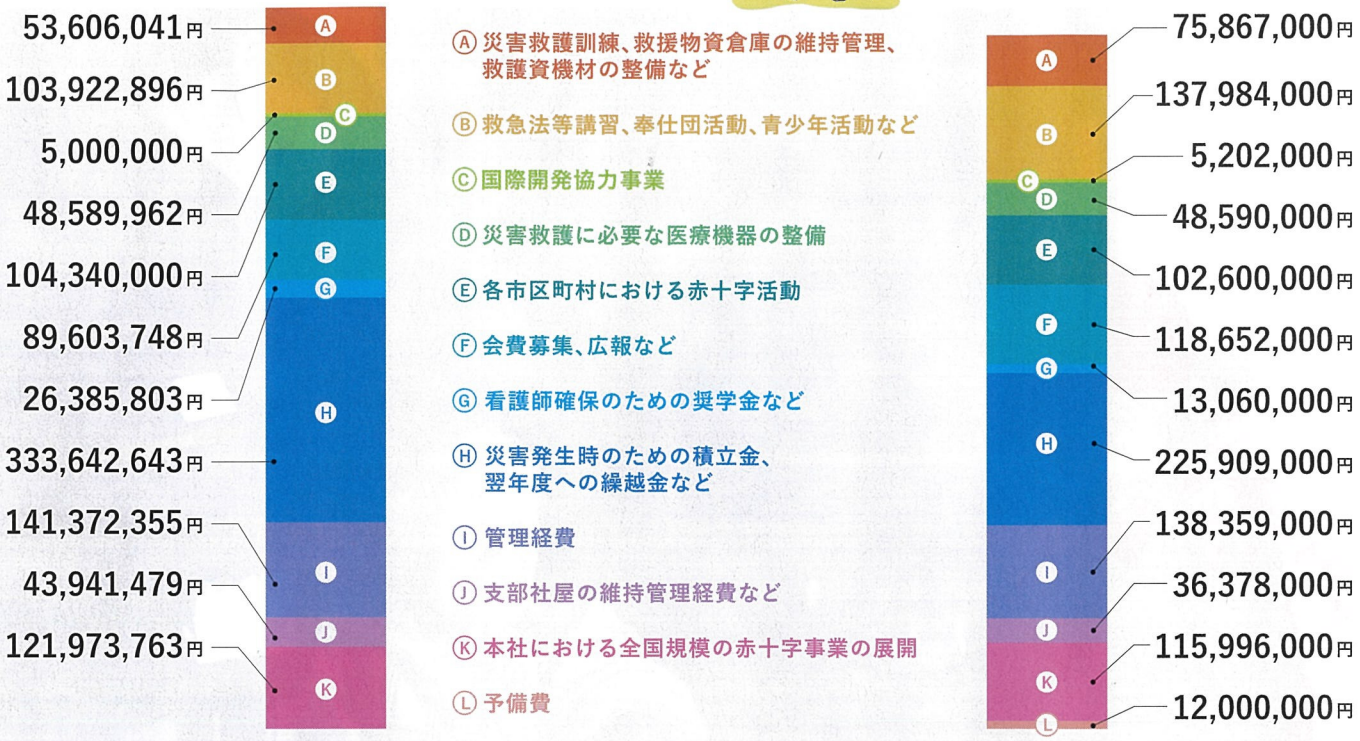

※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば･･･
皆さまのご寄付で、
被災者にお届けする
これらの物資を整備
することができます。

2,000円で
毛布1枚

災害時、避難所
などでの生活に。

4,000円で
援護物資

県内各市町村に配備し、
火災・風水害などの被害に
あった方にお届けします。

5,000円で
緊急セット
1セット4人分

避難所生活時に必要と
なる物が収納されています。

Q 会費（活動資金）と義援金、救援金の違いはなんですか？

A

赤十字活動資金とは	災害救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。
義援金とは	ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。
救援金とは	海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字社・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援活動などに使われます。

日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

口座振替 | クレジットカード決済 | 遺贈・相続財産寄付 | 各金融機関でのご寄付

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7　TEL 045-681-2123（代表）
赤十字へのご意見、ご質問などは当支部または各市区町村の赤十字担当窓口へお願いします。
日赤 かながわ

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C019074

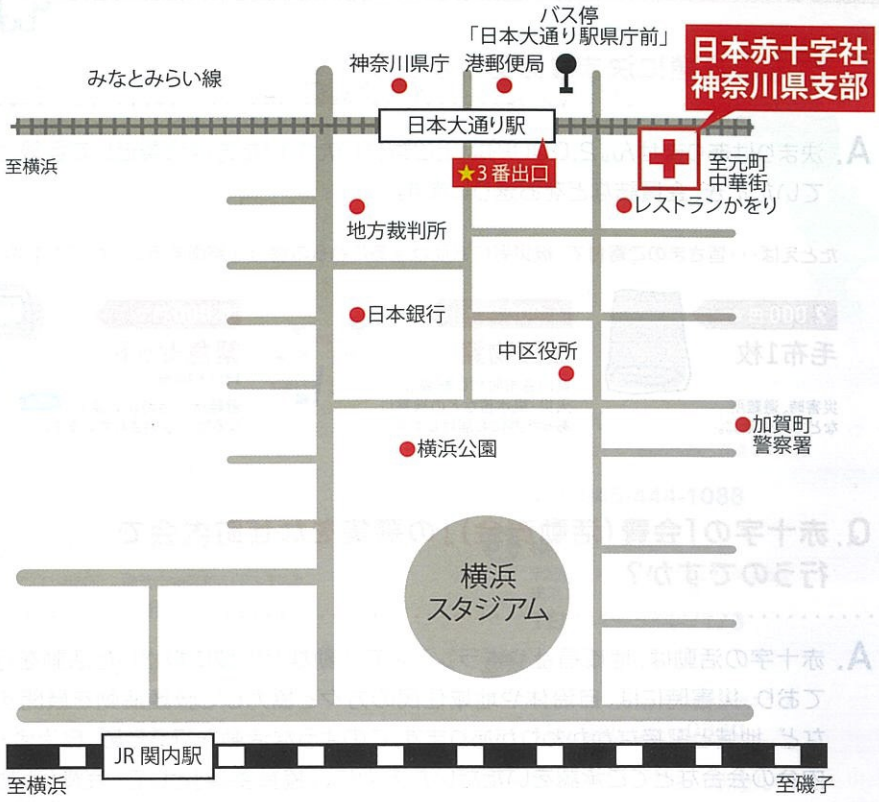

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)

日赤 かながわ

FSC
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C019074

▲令和６年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

わたしたちの神奈川だから

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

わたしたちの神奈川だから

日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して

救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守る活動を

これからも続けてまいります。

CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社の使命	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
決算報告/事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費（活動資金）のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

令和５年度の活動の一例のご紹介

令和６年能登半島地震災害

苦しんでいる人を救いたい

地震が発生した令和6年1月1日以降、県内にある横浜市立みなと、秦野、相模原の各赤十字病院の救護班をはじめ全国の赤十字病院救護班が、被災地に入り、避難所の巡回診療など被災者に寄り添った活動を行いました。

「赤十字de自由研究」（８月）

夏休みの4日間、小学生を対象に赤十字のことを学んだり、救命手当を体験していただきました。

「NHK海外たすけあい」（12月）

毎年実施している本キャンペーンの趣旨に賛同した県内の赤十字ボランティアが、募金活動を行いました。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

今からおおよそ160年前

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。
現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則にしたがって行動しています。

アンリー・デュナン

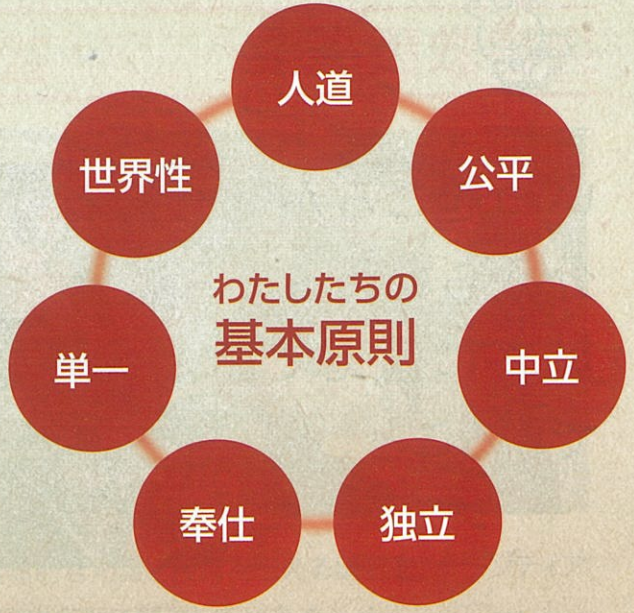

日本赤十字社

日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。
このとき元老院議官であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。

日本赤十字社
神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県委員部」として神奈川県庁内に開設されました。
災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

国際的な赤十字組織

赤十字国際委員会
ICRC : International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

国際赤十字・赤新月社連盟
IFRC : International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。

災害救護事業

いつ起こるか分からない災害に備えてできること

災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例

毛布

保管や配送を考えて真空パックで圧縮しています。

緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスクやウェットティッシュ等の衛生用品などが収納されています。

安眠セット

マットレス・空気枕・アイマスクなどが収納されています。

援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなどの身の回りの品を収納し、県内各市区町村の窓口に配備しています。火災・風水害などの際に配布します。

救急法等の講習

大切な人を救うためそれはあなたにできること

いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2022年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	519回	12,730人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	73回	1,901人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした。	
健康生活支援講習	高齢期を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	54回	1,069人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	119回	1,698人
		合計765回	17,398人

血液事業

安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。

国際活動

災害・紛争・病気…世界中で苦しむ人を救うために

191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。神奈川県支部では、気候変動等レジリエンス強化事業(ルワンダ)、保健医療支援事業(バングラデシュ)、救急法普及支援事業(ラオス)などに取り組みました。

社会福祉事業

社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で37の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。

白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県の指定管理者として運営しています。

赤十字ボランティア

赤十字の使命とする人道的な活動を実践しています

1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字

子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、さまざまな活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。

医療事業

皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して

全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。
※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。

横浜市立みなと赤十字病院

秦野赤十字病院

相模原赤十字病院

看護師の養成

災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

決算合計 1,072,378,690円

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

令和6年度 事業予算

予算合計 1,030,597,000円

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています

	令和4年度 決算報告		令和6年度 事業予算
Ⓐ	53,606,041円	災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など	75,867,000円
Ⓑ	103,922,896円	救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など	137,984,000円
Ⓒ	5,000,000円	国際開発協力事業	5,202,000円
Ⓓ		災害救護に必要な医療機器の整備	48,590,000円
Ⓔ	48,589,962円	各市区町村における赤十字活動	102,600,000円
Ⓕ	104,340,000円	会費募集、広報など	118,652,000円
Ⓖ	89,603,748円	看護師確保のための奨学金など	13,060,000円
Ⓗ	26,385,803円 333,642,643円	災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など	225,909,000円
Ⓘ	141,372,355円	管理経費	138,359,000円
Ⓙ	43,941,479円	支部社屋の維持管理経費など	36,378,000円
Ⓚ	121,973,763円	本社における全国規模の赤十字事業の展開	115,996,000円
Ⓛ		予備費	12,000,000円

※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。
※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

会費（活動資金）のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。
活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域でのご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局（ゆうちょ銀行）	00290-8-20001
横浜銀行　県庁支店（普通）	1031284
三菱UFJ銀行　横浜中央支店（普通）	1110858
みずほ銀行　横浜支店（普通）	1733012

受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。
金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジットカード

2,000円以上の任意の金額でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込みフォーム

遺贈・相続財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要となる証明書を発行できます。

周年記念事業でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付自動販売機でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。

日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。
ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について（あくまでも一例です）

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費（活動資金）のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口（16、17ページ）でも受け付けています。

1. 委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを持ち、各ご家庭を訪問します。

委嘱状
会費（活動資金）募集の業務をお願いしている証。

受領証（10枚つづり）
会費（活動資金）を受領した際に発行します。

協力会員門標

寄付者の皆さまにお渡しします。

パンフレット

この冊子です。

チラシ

配布、または回覧します。

2. チラシなどで趣旨を説明し、会費（活動資金）を預かり、受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3. 各町内会などで集められた会費（活動資金）と受領証の控えを町内会長など（協賛委員）へ引渡します。

4. 各町内会長など（協賛委員）は会費（活動資金）と受領証の控えを各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力をいただいた方（個人、法人・団体）のことです。
会員として加入いただいた方※には年2回程度、会員誌などをお送りします。
※会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。
また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで）から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
個人	住民税にかかる寄付金控除（募集期間 4月～翌年3月）※	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定をうけた事業にあてられるもの（災害救護設備の整備など）。	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで）から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
個人	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
法人	指定寄付金（募集期間 4月～9月）※	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの（災害救護設備の整備など）。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金（個人）および指定寄付金（法人）については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

社長感謝状

金色有功章を受章され、さらに会費（活動資金）として累計50万円以上ご寄付いただいた方（個人、法人・団体）に贈呈させていただきます。

個人、法人・団体

金色有功章

有功章記（個人）

有功章（個人）

有功章（法人・団体）

会費（活動資金）として累計50万円以上ご寄付いただいた方（個人、法人・団体）に贈呈させていただきます。

銀色有功章

個人、法人・団体

会費（活動資金）として累計20万円以上ご寄付いただいた方（個人、法人・団体）に贈呈させていただきます。

特別社員章

会費（活動資金）として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣感謝状

会費（活動資金）として4月～翌年3月（同一年度内）に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費（活動資金）として一時または予め分納（期間の制限なし）の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ケ谷区地区	〒240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ケ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区茅田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 パレールビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
* 川崎区地区大師分区	〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大師地区健康福祉ステーション 保護課	044-271-0148
* 川崎区地区田島分区	〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 川崎区役所 田島地区健康福祉ステーション 保護課	044-322-1981
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

*大師分区、田島分区は令和7年1月に連絡先変更の予定

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第2庁舎1階西側 福祉総務課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 健康福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ケ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-73-8022
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 子育て健康課	0465-84-0327
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

神奈川県内の赤十字施設

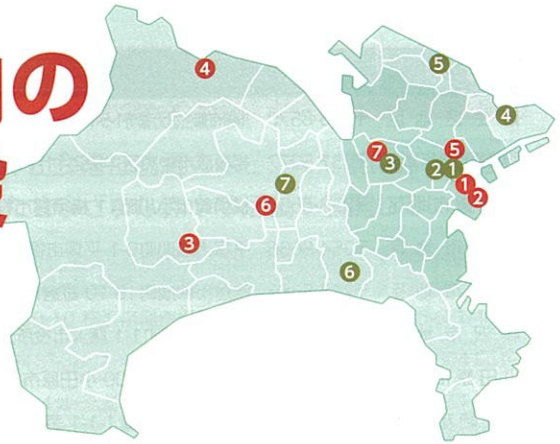

1 日本赤十字社神奈川県支部
〒231-8536　横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123

2 横浜市立みなと赤十字病院
〒231-8682　横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100

3 秦野赤十字病院
〒257-0017　秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721

4 相模原赤十字病院
〒252-0157　相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101

5 神奈川県赤十字血液センター
〒222-0032　横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611

6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所
〒243-0035　厚木市愛甲1837

7 神奈川県ライトセンター
〒241-8585　横浜市旭区二俣川1-80-2
TEL 045-364-0023

1 横浜SKY献血ルーム
〒220-0011　横浜市西区高島2-19-12
スカイビル27階
TEL 045-444-1088

2 横浜Leaf献血ルーム
〒220-0004　横浜市西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173

3 二俣川献血ルーム
〒241-0815　横浜市旭区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330

4 かわさきルフロン献血ルーム
〒210-0024　川崎市川崎区日進町1-11
川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857

5 みぞのくち献血ルーム
〒213-0001　川崎市高津区溝口1-3-1
ノクティプラザ1 10階
TEL 044-813-0311

6 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム
〒251-0055　藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877

7 海老名献血ルーム
〒243-0438　海老名市めぐみ町3-1
ViNA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば・・・皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円で
毛布1枚

災害時、避難所などでの生活に。

4,000円で
援護物資

県内各市町村に配備し、火災・風水害などの被害にあった方にお届けします。

5,000円で
緊急セット
1セット4人分

避難所生活時に必要となる物が収納されています。

Q. 赤十字の「会費（活動資金）」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費（活動資金）」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費（活動資金）と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費（活動資金）」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。
日本赤十字社神奈川県支部振興課　TEL 045-681-2268

市連会３月定例会説明資料
令 和 ６ 年 ３ 月 12 日
市民局地域防犯支援課

令和６年度　横浜市ＬＥＤ防犯灯事業について【お知らせ】

１　趣旨

令和６年度の横浜市ＬＥＤ防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、ＬＥＤ防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　このお知らせの概要

（１）横浜市のＬＥＤ防犯灯について（２ページ）
（２）ＬＥＤ防犯灯の見守りへの御協力について（３ページ）
故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。
（３）劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について（３ページ）
劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。
（４）市による新規設置を希望する際の御申請について（４ページ）
・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯）の予定です。
・『令和６年度　電柱へのＬＥＤ防犯灯の新設申請の手引』及び『令和６年度　鋼管ポールＬＥＤ防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和６年５月 31 日（金）となります。

４　ＬＥＤ防犯灯事業の市ホームページ URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/

【備考】この事業は、令和６年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞
市民局地域防犯支援課
電話：045-671-3709
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

（１）横浜市のＬＥＤ防犯灯について

<table>
<tr><th colspan="2">横浜市が管理する防犯灯　約 18 万灯</th></tr>
<tr><th>電柱共架型　約 16 万灯
（電柱につけた灯具を管理）</th><th>鋼管ポール型　約２万灯
（独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理）</th></tr>
<tr><td>灯具の横に黄色のプレートが付いています

</td><td>ポール本体に黄色の
プレート又は銀色の
シールが付いています

プレートタイプ

シールタイプ

</td></tr>
</table>

・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、<u>現在ある防犯灯の維持への対応に注力</u>しています。

・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、<u>防犯灯の適正配置</u>を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で<u>多くの地域住民が通行する道路を照明する場所</u>とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。

・<u>灯具は、東電柱又はＮＴＴ柱に設置</u>する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。

・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

（２）ＬＥＤ防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

【ＬＥＤ防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

・都筑区地域振興課　　電話０４５－９４８－２２３４

・市民局地域防犯支援課　（電話０４５－６７１－３７０９）

■お知らせいただきたいこと

① 管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号）
② 電柱番号、住所及び目標物
③ 不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等）
④ 不具合発生の時期（気づいた日）及び時間帯

＊防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

（３）劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください（対象は市が選定します。）。

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え（鋼管ポール型防犯灯の再整備）のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限ります（令和６年度は市全体で 22 本を予定）。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします（具体的な内容は個別に御相談）。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

①　令和６年度の新規設置の御申請について

・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯）の予定です。
・『令和６年度　電柱へのＬＥＤ防犯灯の新設申請の手引』及び『令和６年度　鋼管ポールＬＥＤ防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和６年５月 31 日（金）となります。

令和６年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例
・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった　等

②　申請にあたっての留意事項

・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③　その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、ＬＥＤ防犯灯を独自に設置する	事前に横浜市と協議のうえ、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会長　各位

市連会３月定例会説明資料
令　和　６年　３　月　12　日
市民局地域支援部地域防犯支援課

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】

１　事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和６年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　制度の概要

（１）申請書及び添付書類の提出期限：令和６年７月31日（水）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目にお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html

または、横浜市　地域防犯カメラ設置補助金　で検索できます。

（２）申請書類提出先：

・各区地域振興課（持参または郵送）

・横浜市電子申請・届出システム（右の二次元コードよりアクセス）

【主な提出書類】

・申請書（第１号様式）、見積書、収支計算書（第２号様式）

・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧いただき、各区地域振興課へご相談ください。

（３）　補助金交付までのスケジュール

令和６年３月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 （区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所　等）
７月31日まで	**・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出**
９月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和７年２月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
３月頃	・補助金交付

（４）補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ１台ごとに補助対象経費の 10 分の９
補助上限額 210,000 円

⑤ 交付台数

令和６年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数 150 台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。
※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県ＨＰ→https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html

横浜市ＨＰ→

市民局地域防犯支援課
電話：045-671-3705
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

市連会３月定例会資料
令和６年３月12日
市民局地域活動推進課

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

１　趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。
　　地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
　　単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。
※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

３　アンケートの内容

別紙のとおり（全６問、所要時間：３分程度）
・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（２問）
・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（４問）

４　実施時期

令和６年３月12日（火）～６月28日（金）

５　回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。
（１）電子申請システム
　右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。
←電子申請システムの二次元バーコード
（２）メール
　回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、
　市民局地域活動推進課　sh-jichikai@city.yokohama.jp　までお送りください。
　(URL　https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html)
　横浜市　自治会町内会調査　　検索
（３）区役所地域振興課への提出
　添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、
　ご提出ください。(提出方法：窓口への持参・メール等)

市民局地域活動推進課　担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317　FAX：045-664-0734
Ｅメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区　　※自治会町内会名

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】
(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

□① LINEなどを用いた連絡・情報発信　□② 自治会町内会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ開設　□③ 自治会町内会SNS開設

□④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→

□⑤ WEB会議の導入　□⑥ 会議資料をデータで共有

□⑦ 紙資料のPDF保存(紙保管の低減)　□⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)
(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス

□⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

□⑩ その他（具体的内容）→

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

□① LINEなどを用いた連絡・情報発信　□② 自治会町内会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ開設　□③ 自治会町内会SNS開設

□④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→

□⑤ WEB会議の導入　□⑥ 会議資料をデータで共有

□⑦ 紙資料のPDF保存(紙保管の低減)　□⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)

□⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

□⑩ その他（具体的内容）→

□⑪ 今のところ取組む予定はない
(その理由)→

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】
(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

□① 町内会単独で所有する会館　□② 他の町内会等と共同で所有する会館

□③ 借家・借間　□④ 近隣の町内会が所有する会館　□⑤ 地区センター

□⑥ コミュニティハウス　□⑦ 地域ケアプラザ　□⑧ 民間の会議室

□⑨ マンション等の集合住宅の集会室　□⑩ その他　→

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、
こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みの
ものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

□ ① LED照明器具 (導入した時期) →	
□ ② 省エネエアコン (導入した時期) →	
□ ③ 断熱窓等 (導入した時期) →	
□ ④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →	
□ ⑤ 蓄電池 (導入した時期) →	

□ ⑥ 導入済みの設備はない ↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

□ ⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への
補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

□ ① 申請予定 → 回答終了です。 □② 申請済み → 回答終了です。

☑ ③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

□ ① 会館がない □ ② 既に省エネ設備を導入済みのため

□ ③ 資金がない □ ④ 会員の了解が得られない □ ⑤ 補助手続きが手間

□ ⑥ 要件にあてはまらなかった

□ ⑦ 希望する補助メニューがない (希望の設備を記入) →	
□ ⑧ その他 →	

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

区連会３月説明資料
令和６年３月２１日
都　筑　消　防　署

消防出張所の機構改革について【事業説明】

１　事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後４か年をかけて市内78消防出張所の体制を変更します。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。（鶴見、神奈川、西、中、南、港南区のみ）
定例会等で情報提供をお願いします。（鶴見、神奈川、西、中、南、港南区のみ）

３　機構改革の概要等

(1) 概要
これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を２名配置します。
また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を１名配置します。
(2) 対象
令和６年度は、**鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所**が対象となります。

４　機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

Ⅰ　消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞
消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。
＜今後の体制＞
・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。
・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

Ⅱ　出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞
出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。
＜今後の体制＞
出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

＜現行体制＞

地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】

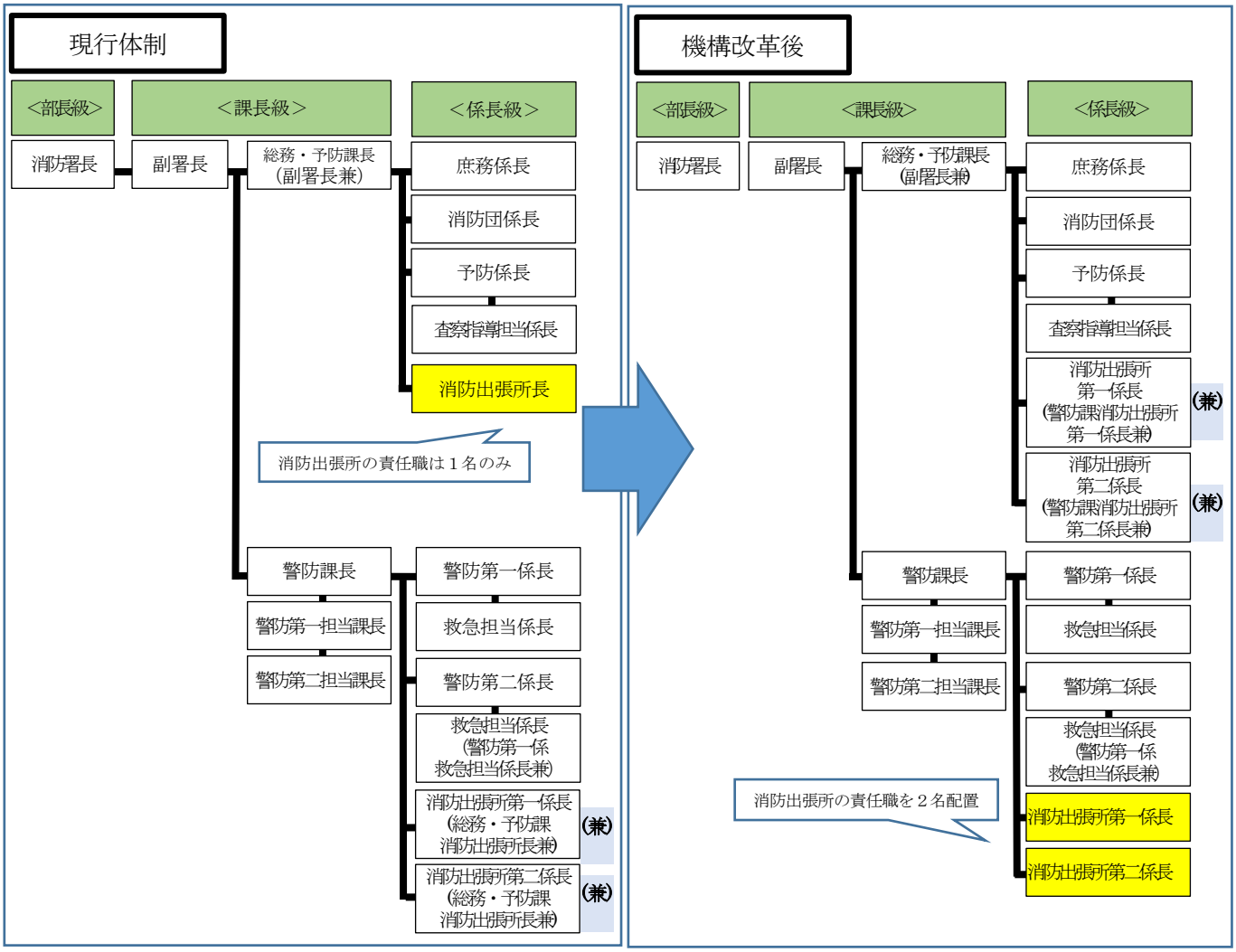

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月２１日
環境創造局
政策課・みどりアップ推進課

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

１　事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

３期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、４期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各１部を送付させていただきます。

２　計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028　検索

【計画全体に関すること】
環境創造局政策課
電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039
メール　ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】
環境創造局みどりアップ推進課
電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627
メール　ks-midoriup@city.yokohama.jp

横浜みどりアップ計画[2024-2028]（概要版）

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009（平成21）年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023（令和５）年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028（令和10）年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

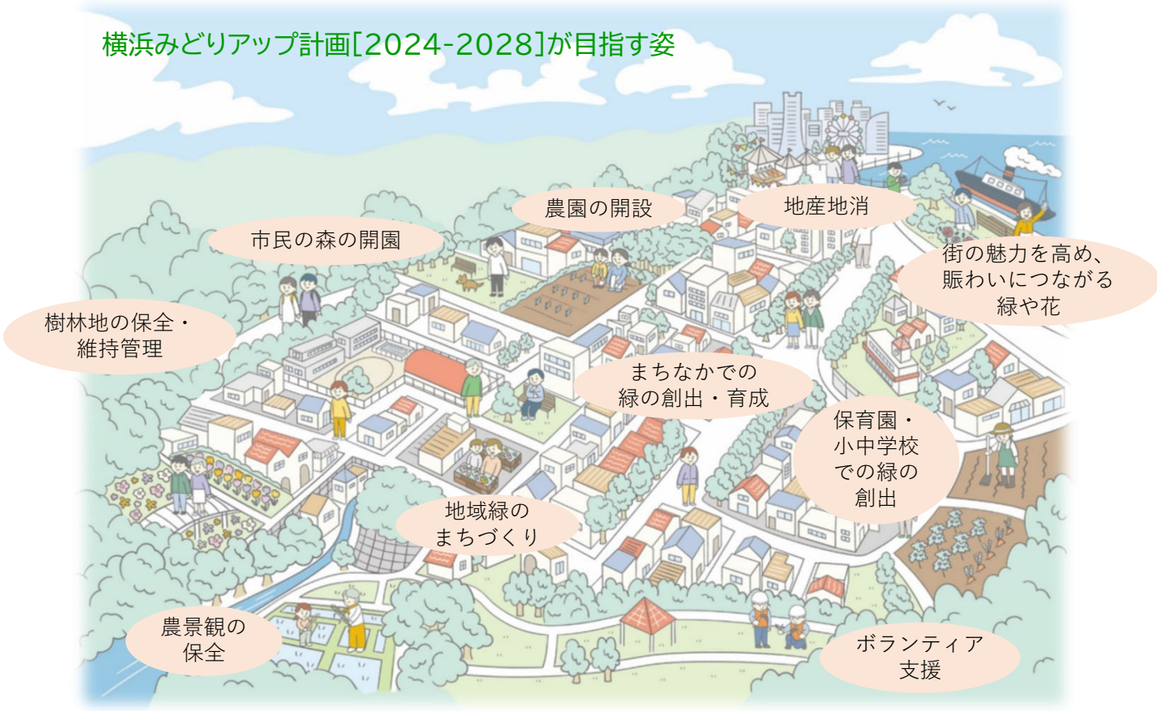

計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009（平成21）年度から、市民の皆様にご負担いただいてきました。引き続き2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

- 2009年4月　横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）開始、横浜みどり税条例施行
- 2019年4月　横浜みどりアップ計画[2019-2023]開始
  - 2022年6月　横浜の緑に関する市民・土地所有者意識調査
  - 2022年10月　横浜みどりアップ計画[2019-2023]3か年の事業・取組の評価・検証
- 2022年12月　これからの緑の取組[2024-2028]（素案）策定
  - 2022年12月　「これからの緑の取組[2024-2028]」（素案）に対する市民意見募集
- 2023年4月　これからの緑の取組[2024-2028]（原案）策定
  - 2023年10月　横浜みどりアップ計画[2019-2023]4か年の事業・取組の評価・検証
  - 2023年10月　令和5年度横浜市税制調査会答申 -令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて-
- 2023年12月　横浜みどり税条例の一部改正案　議決
- 2023年12月　横浜みどり税条例施行
- 2024年4月　横浜みどりアップ計画[2024-2028]スタート

素案に対する市民意見募集の結果（概要）

	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022（令和４）年12月23日（金）から2023（令和５）年１月31日（火）まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Ｗｅｂフォーム、電子メール、ＦＡＸ
回収数	個人：1,281人　法人：939社	43通（意見総数：93件）

アンケート方式の回答結果

問1 「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

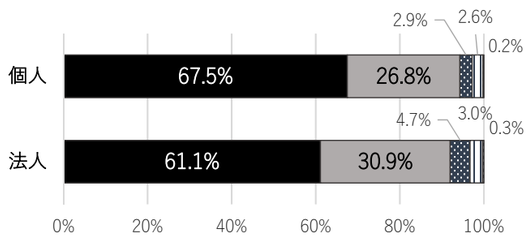

問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。

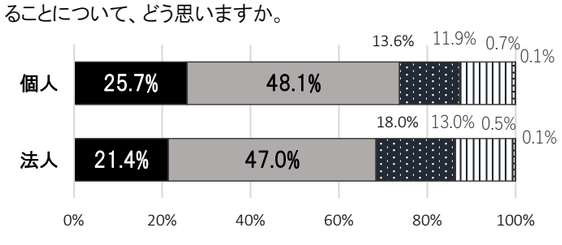

※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編〈冊子〉は、次の場所で閲覧できます
- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 環境創造局ウェブサイト

問合せ先
横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
電話：045-671-4214　FAX：045-550-4093
〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地の10（28階）

横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
- 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
- 310か所 開設 -

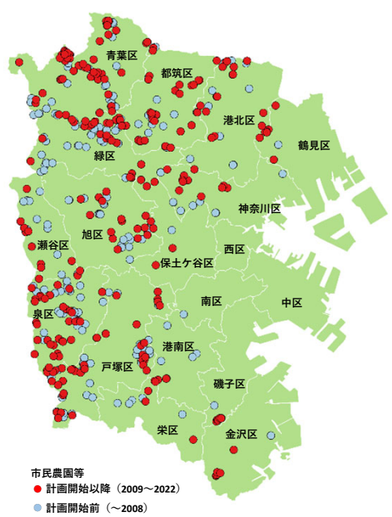

地域が主体となって緑や花を創出
- 67か所で展開 -

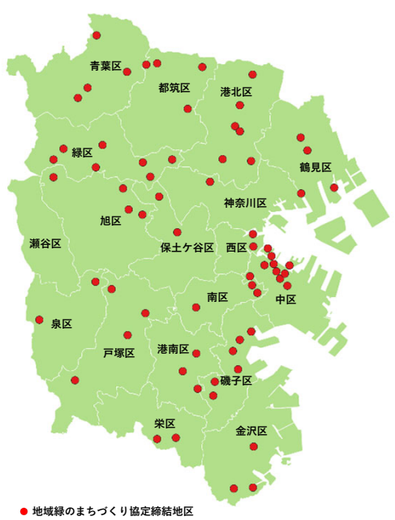

計画の理念

みんなで育む　みどり豊かな美しい街　横浜

5か年の目標

計画の理念のもと、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展　など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上　など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加　など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します

市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます

身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます

市民・事業者の皆様に取組の意義や成果、
緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、
緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

計画の体系

柱1　市民とともに次世代につなぐ森を育む

- 施策1　まとまりのある樹林地の保全・活用
  - 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
  - 事業② 良好な森の育成
  - 事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2　市民が身近に農を感じる場をつくる

- 施策1　農に親しむ取組の推進
  - 事業① 良好な農景観の保全
  - 事業② 農とふれあう場づくり
- 施策2　「横浜農場」の展開による地産地消の推進
  - 事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進
  - 事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3　市民が実感できる緑や花をつくる

- 施策1　市民が実感できる緑や花の創出・育成
  - 事業① まちなかで緑の創出・育成
- 施策2　ガーデンシティ横浜の更なる推進
  - 事業② 緑や花があふれる地域づくり
  - 事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成
  - 事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

- 事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

（単位：億円）

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱１　市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱２　市民が身近に農を感じる場をつくる	34	－	12	12	10
柱３　市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	－	－	0.8	－
総事業費	**415**	**60**	**150**	**62**	**142**

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月２１日
都筑区総務課

自治会町内会長各位

都筑区総務課長

「令和６年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

１　事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和６年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

２　お願いしたいこと

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　令和６年度横浜市市民活動保険補償内容（令和５年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	１名　　１億円	死　亡	１名　500 万円
	１事故　５億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額（１名　上限 500 万円）
財物賠償	１事故　500 万円	入　院	１日　3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	１事故　500 万円	通　院	１日　2,500 円（90 日限度）
免責金額（自己負担額）	5,000 円	手　術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

４　添付資料

リーフレット「令和６年度横浜市市民活動保険のご案内」

５　主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ　等
本市ホームページにも掲載します。

※　令和６年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】都筑区総務課　八巻、白木
電話 045-948-2212

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月 21 日
都筑区社会福祉協議会

各地区連合町内会自治会　会長　様

日本赤十字社　神奈川県支部
横浜市地区本部　都筑区地区委員会
参与　工藤　久
（都筑区社会福祉協議会　事務局長）

令和６年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、例年５月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和６年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。
新型コロナウイルス感染拡大の取組を進めるなか、大変恐縮ではございますが、次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

１　依頼事項　　次の(1)(2)(3)の書類を各自治会町内会長様あてに送付いたしますので、(2)**「令和６年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査票」のご提出を**お願いいたします。

（１）　調査依頼文
（２）　令和６年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査票
（３）　日本赤十字社会費募集の流れと使いみち

**令和６年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材の数が令和５年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。
なお、ご提出のない場合は、昨年度と同数分の資材を昨年度の送付先へお送りさせていただきますのでご了承ください。**

２　提 出 先　　日本赤十字社　都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）

３　提出期限　　**令和６年４月19日（金）**

※FAXまたはメールによる調査票のご返送、もしくは二次元コードよりフォームでご回答いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
日本赤十字社　都筑区地区委員会
（横浜市都筑区社会福祉協議会内）
担　当：鮎澤　浅賀
ＴＥＬ：９４３－４０５８
ＦＡＸ：９４３－１８６３
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

自治会町内会　会長　様

日本赤十字社　神奈川県支部
横浜市地区本部　都筑区地区委員会
参与　工藤　久
（都筑区社会福祉協議会　事務局長）

令和６年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、例年５月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和６年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。
新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を進めるなか、大変恐縮ではございますが、次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

１　依頼事項　「令和６年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査票」の提出

※ 令和５年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。
なお、ご提出のない場合は、昨年度の送付先に昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。

２　提 出 先　　日本赤十字社　都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）

３　提出期限　　**令和６年４月19日（金）**
※FAXまたはメールによる調査票のご返送、もしくは二次元コードよりフォームでご回答いただきますようお願いいたします。
なお、ご提出が遅れる場合にはご相談ください。

４　添付書類　　・令和６年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査票
・日本赤十字社会費募集の流れと使いみち

５　そ の 他　　・**Ｅメールでご提出していただく場合には、メール本文に必要事項を記載いただくか、調査票の写真を添付し、ご回答をお願いします。**
・調査票のデータが必要な場合は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

※必要資材の発送につきましては、５月下旬頃を予定しております。

【お問い合わせ先】
日本赤十字社　都筑区地区委員会
（横浜市都筑区社会福祉協議会内）
担　当：鮎澤　浅賀
ＴＥＬ：９４３－４０５８
ＦＡＸ：９４３－１８６３
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

見本

FAX:943-1863　メール:info@tuzuki-shakyo.jp

日本赤十字社　都筑区地区委員会(都筑区社会福祉協議会)鮎澤　浅賀　行

令和6年度日本赤十字社会費募集運動用　必要資材調査票

こちらの二次元コードからも回答できます。→

≪番号≫　≪自治会名≫

(1)資材調査について

令和6年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材数が、令和5年度発送資材数と変更がない場合でも、必要数をご記入のうえご提出ください。

①封筒	②チラシ	③受領証(1冊10名分)
必　要・不　要	必　要・不　要	必　要・不　要
枚 (令和5年度発送資材数 ≪封筒数≫　枚)	枚 (令和5年度発送資材数 ≪チラシ数≫　枚)	冊 (令和5年度発送資材数 ≪受領証数≫　冊)

④広報冊子は班数、⑤ポスターは掲示板数、各自治会さまへ送付させていただきます。

④⑤が不要の場合はご連絡ください。

⑥総会資料⑦依頼文⑧農協振込依頼書⑨手引き⑩委嘱状⑪表彰対象者名簿は各1部

(2)資材の送付先について

下記に送付先をご記入ください

※資材は令和6年5月下旬頃発送いたします。

資材送付先	住所	〒224- 横浜市都筑区		
	氏名		TEL FAX	(　　) (　　)　・同上

(3)記入者氏名:＿＿＿＿＿＿(役職:　　)　電話番号:＿＿＿＿＿＿

令和6年4月19日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。

赤十字会費の流れと使いみち

地　域　の　皆　様

会費　会費　会費

会費募集活動協力

自治会・町内会

会費募集事務費還元（会費実績額の3%）

・小災害(火災、水害)見舞金の支給及び援護物資の交付
・区民まつり等でのPR活動　ほか

日本赤十字社都筑区地区委員会事務局
（横浜市都筑区社会福祉協議会内）

援護物資の交付、地域福祉活動費還元（会費実績額の10%以内）等

日本赤十字社(神奈川県支部)

◆災害救護活動◆
今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

◆救急法、家庭看護法等の講習◆
一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

◆国際活動◆
赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。
赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。

日赤都筑区地区委員会
（都筑区社会福祉協議会内）
ＴＥＬ：９４３－４０５８

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月 21 日
都筑区地域振興課

都筑地振第 2145 号
令和６年３月 21 日

地区連合町内会長
自治会町内会長　各位

都筑区地域振興課長

自治会町内会現況届及び地域活動推進費補助金等について（依頼）

時下　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
標記について、次のとおり送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、御提出をお願いします。

１　提出書類

（１）自治会町内会現況届　等

提出期限　令和６年５月１日（水）　各地区連合町内会長あて

※　下記ア～ウを連合ごとにまとめて、地域振興課あて令和６年５月 31 日（金）までに御提出をお願い致します。連合未加入団体は、直接、都筑区地域振興課へ御提出ください。

ア　自治会町内会現況届
　加入世帯数については総会資料等に記載し、会員の合意を得てください。
イ　自治会町内会の最新の規約・会則
ウ　広報送付先一覧表（広報送付先が複数の場合）

・現況届を元に、区連会の資料配送先を変更いたします。（６月予定）
それまでは現在の配送先に届きますので、御承知おきください。
・年度途中で会長など役員の改選が行われた場合は、区役所へ再提出をお願いします。

（２）令和５年度地域活動推進費補助金精算関係

提出期限　令和６年６月 28 日（金）都筑区地域振興課あて

※間に合わない場合は御一報ください。

※昨年度までコロナ禍で締切日を８月末に延長していましたが、令和５年５月から５類に移行したことなどから、以前の締切日に戻っていますので、御留意ください。

令和５年度に補助金を申請した自治会町内会は必ず御提出ください。
ア　補助金活動実績報告書（第６号様式）
イ　事業実績報告書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
ウ　収支決算書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
エ　領収証その他支出を証する書類の写し（※1件10万円以上の支出がある場合のみ）

裏面あり

（３）令和６年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請関係

提出期限　令和６年６月 28 日（金）**都筑区地域振興課あて**

ア　補助金交付申請書（第１号様式）
イ　事業計画書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
ウ　収支予算書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
エ　団体の規約（※変更があった場合のみ）
オ　自治会町内会の支払名義の防犯灯電気料金等領収証等（**令和６年４月分**）の写し
カ　自治会町内会の支払名義の電気料金集約分内訳表（**令和６年４月分**）の写し
（※オ、カ　は、地域防犯灯維持管理費補助金を申請する自治会町内会のみ）

（４）自治会町内会デジタル活用・会館に関するアンケート　※別紙依頼文を御参照ください。

提出期限　令和６年６月 28 日（金）**都筑区地域振興課あて**

２　添付資料
（１）１（１）～（４）の様式
（２）令和６年度　地域活動推進費　事務の手引（市民局作成）
（３）令和６年度　地域防犯灯維持管理費補助金　申請の手引（市民局作成）

３　提出先・提出方法
御持参・御郵送・E メール（tz-chishin@city.yokohama.jp）、電子申請システム（URL:https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d93af43a-2d03-4faa-93c3-128cab065983/start）、いずれかの方法で都筑区役所地域振興課（〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央３２－１）まで御提出ください。

４　その他注意事項
（１）事業計画書（事業実績報告書）、収支予算書（収支決算書）については、総会での承認等、会員の承認を得る必要があります。
（２）申請様式は、**３月下旬**より下記ホームページからダウンロードできますので、御活用ください。エクセルもしくはワード形式に入力いただき、データにて御提出いただけます。

ア　横浜市ホームページ
トップページ＞都筑区>暮らし・総合＞市民協働・学び>協働・支援＞自治会町内会>自治会町内会支援事業（各種補助金及び現況届等）
URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/jitikaishien.html
イ　都筑区連合町内会自治会ホームページ
URL：https://tuzuki-kurenkai.net/index.html

都筑区役所地域振興課地域振興係
Tel：948-2231　Fax：948-2239
tz-chishin@city.yokohama.jp

区連会３月定例会説明資料
令 和 ６ 年 ３ 月 ２１ 日

都筑地振第2234号
令和６年３月21日

自治会町内会長　各位

都筑区地域振興課長

都筑区地域防犯活動助成金について（お知らせ）

春暖の候　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から、都筑区の防犯活動に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。
都筑区では、自主防犯活動を実施する団体に対して「都筑区地域防犯活動助成金」（以下、「助成金」という。）を交付しています。
令和５年度に助成金の交付を受けた場合及び令和６年度に助成金の交付を希望する場合は、下記の申請書類を御提出くださいますようお願いいたします。

１　提出書類

（１）令和５年度に助成金の交付を受けた場合

ア　令和５年度 地域防犯活動結果報告書（第６号様式）
イ　令和５年度 地域防犯活動収支決算書（第７号様式）

（２）令和６年度に助成金の交付を希望する場合

ア　令和６年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第１号様式）
イ　令和６年度 地域防犯活動実施計画書（第２号様式）
ウ　令和６年度 地域防犯活動収支予算書（第３号様式）
エ　令和６年度 地域防犯活動助成金請求書（第５号様式）
オ　青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車検査証（車検証）の写し（※）
カ　青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車税納税証明書の写し（※）
※　青色回転灯を使用したパトロール用車両に対する助成を希望する場合に、台数分の提出をお願いします。

２　提出期限

R５実績報告書類・R６交付申請書類ともに：令和６年６月28日(金)

※　提出期限内に提出できない場合は、下記の３　提出先（連絡先）まで御連絡ください。
※　昨年度までコロナ禍で締切日を８月末に延長していましたが、令和５年５月から５類に移行したことなどから、以前の締切日に戻っていますので、御留意ください。

裏面あり

３　提出先（連絡先）

都筑区役所 地域振興課 地域振興係
都筑区茅ケ崎中央３２－１　電話：９４８－２２３４
メールアドレス：tz-chishin@city.yokohama.jp
電子申請システム：https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d93af43a-2d03-4faa-93c3-128cab065983/start
（返信用封筒にて郵送、またはEメール、電子申請システムで御提出ください。窓口でもお受けします。）

４　送付書類

（１）手引き・記入例

○ 都筑区地域防犯活動助成金の手引き
○ 【記入例】令和５年度 報告関係書類（第６・７号様式関係）
○ 【記入例】令和６年度 申請関係書類（第１～３号様式関係）

（２）各種様式

ア　令和５年度 報告関係書類
○ 令和５年度 地域防犯活動結果報告書（第６号様式）
○ 令和５年度 地域防犯活動収支決算書（第７号様式）
イ　令和６年度 申請関係書類
○ 令和６年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第１号様式）
○ 令和６年度 地域防犯活動実施計画書（第２号様式）
○ 令和６年度 地域防犯活動収支予算書（第３号様式）

５　その他

要綱・各種様式データは、３月下旬より次のwebページからダウンロードできます。

○横浜市トップページ ＞ 都筑区 ＞ 暮らし・総合 ＞ 市民協働・学び ＞ 協働・支援 ＞ 自治会町内会 ＞ 自治会町内会支援事業（各種補助金及び現況届等）

○都筑区連合町内会自治会 ＞ 様式ダウンロード

※　令和６年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

都筑区地域振興課地域振興係
防犯担当
電話：９４８－２２３４
ファックス：９４８－２２３９
メール：tz-chishin@city.yokohama.jp

区連会３月定例会資料
令和６年３月21日
都筑区総務課

自治会町内会長　各位

都筑区総務課長

令和６年度「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

送付書類

(1)　令和６年度　町の防災組織活動費補助金事務の手引き
(2)　令和６年度　町の防災組織活動費補助金交付申請書
(3)　令和５年度　町の防災組織活動費補助金実績報告書

【連絡事項】

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書※）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類としても使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

※令和６年度町の防災組織活動費補助金は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

（裏面あり）

令和６年度「町の防災組織」活動支援事業について

日ごろから本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度も引き続き、地域防災力の向上を図るため、「町の防災組織」（自主防災組織）を結成している自治会町内会等の自主防災活動を推進いただくためのご支援を行います。

１　事業概要

自治会町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等にかかる活動費について、１世帯あたり 160 円を上限として補助いたします。

（**詳しくは、各自治会町内会に送付いたします手引きを御覧ください。**）

２　手続きの流れ

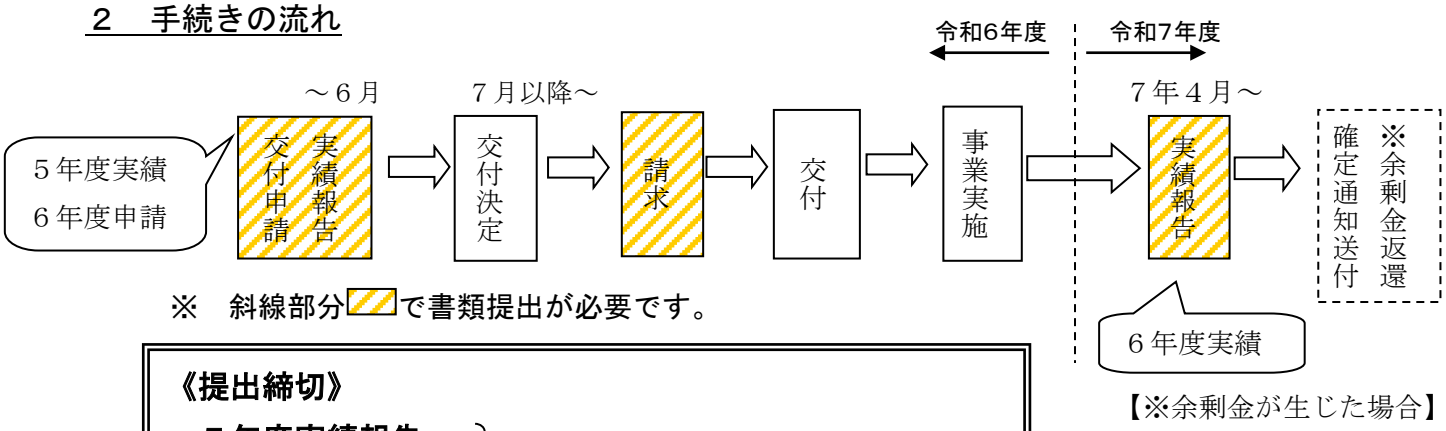

※　斜線部分▨で書類提出が必要です。

《提出締切》

５年度実績報告
６年度交付申請　｝ **令和６年６月 28 日（金）**

※昨年度までは新型コロナウイルスの影響により締切日を８月末に延長していましたが、５類に移行したことに伴い、従前の締切日に変更しています。

３　提出先・提出方法

御持参・御郵送・Ｅメール・電子申請システム、いずれかの方法で都筑区役所総務課まで御提出ください。

４　書類作成にあたって

書類作成の際には、各自治会町内会に送付いたします「町の防災組織活動費補助金事務の手引き」を御参考の上、御記入ください。

また、必ず最新の様式を御使用いただきますようお願いいたします。

担当：都筑区総務課　中村、白木
TEL 045-948-2212
FAX 045-948-2208

区連会３月定例会説明資料
令 和 ６ 年 ３ 月 ２１ 日
都筑区スポーツ推進委員連絡協議会
（事務局：都筑区地域振興課内）

地区連合町内会自治会会長　各位

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会
会　長　森　芳則

第 24 回都筑区グラウンドゴルフ大会への選手推薦について

日ごろより、スポーツ推進委員の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて本会では、軽スポーツの普及による健康の増進と地域スポーツの振興・発展、及び、各地区間の交流を図るため、今年度もグラウンドゴルフ大会を開催いたします。
つきましては、各連合より参加選手のご推薦をお願いいたします。

１　開催日時
令和６年６月２日（日）　※雨天中止
午前 8 時 15 分～45 分（受付開始予定）
午前 9 時 15 分～（競技開始予定）

２　会　　場
ＪＡきたグラウンド

３　推薦人数
１チーム６名で、最大３チームまで
※ 中学生以上、性別は問いません。

４　推薦方法・期限
別添推薦用紙にご記入のうえ、令和６年４月 15 日（月）までに都筑区地域振興課にご提出ください。ご提出方法は窓口持参、FAX、E-Mail のいずれかでお願いいたします。
※推薦用紙を E-Mail でご希望の方は以下の問合先までお申し付けください。

５　参加料
1 チームあたり 3,000 円
※当日、直接会場にお持ちください。

６　そ の 他
大会の詳細につきましては、後日、各チーム代表者あて案内を送付いたします。
また、いただいた個人情報については、大会運営事務処理においてのみ使用します。

７　主　　催
都筑区スポーツ推進委員連絡協議会

８　問合先及び提出先
都筑区役所地域振興課区民活動係
スポーツ推進委員担当：深澤、間野、石井
電話 948-2235　ＦＡＸ948-2239
Email:tz-sports@city.yokohama.jp

第 24 回都筑区グラウンドゴルフ大会参加チーム推薦書

- ● 開 催 日　　令和６年６月２日（日）　９：１５～（競技開始）
  ※雨天中止
- ● 会　　場　　ＪＡきたグラウンド
- ● 推薦期限　　４月 15 日（月）までにご提出ください。
- ● 提 出 先　　都筑区役所地域振興課　深澤、間野、石井
  ＦＡＸ：９４８－２２３９　電話：９４８－２２３５
  E-Mail：tz-sports@city.yokohama.jp

記入日：　　月　　日

チーム名			
連合自治会・町内会名			
チーム代表者 **※チーム連絡先**	氏　名		ふりがな
	住　所	〒 都筑区	
	電　話		
	ＦＡＸ		
	携帯電話番号		
メンバー		（ふりがな） 氏　名	スティックとボールを持参する方は〇をつけてください。
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

※氏名は楷書で記入し、必ずふりがなも記入してください。

第２４回都筑区グラウンドゴルフ大会実施要綱

１　日 時　　令和６年６月２日（日）　※雨天中止
受付　８時 15 分～45 分（時間厳守）
開会　９時 00 分～終了　12 時 00 分（予定）
※雨天中止の場合は、当日７時頃から７時 15 分頃までに、チーム責任者にご連絡します。お手数ですが、チーム責任者から各参加者への連絡をお願いします。

２　会 場　　ＪＡきたグラウンド

３　参加チーム数　各地区最大３チームまで

４　チーム編成　６名（中学生以上　男女問わず）

５　参加費　　１チームあたり 3,000 円

６　大会概要

（１）競技方法　チーム戦。16 ホール・ストロークプレー

（２）表彰（大会の最後に表彰式を予定しています。）
（ア）　団体表彰（１位・２位・３位に賞状と賞品を贈呈します。）
（イ）　個人表彰（１位・２位・３位、５位、10 位、ブービー賞の方に賞状と賞品を贈呈します。）
※　個人賞については男女混合とさせていただきます。
また、個人賞は同点者がいた場合、下記の手順で順位を決定します。
①　成績の内訳でホールインワンが多い方を優位とする。
②　スコア及びホールインワン数が同じ場合は、各ゲームのスコアが少ない方を優位とする。
③　①②の手順で優位者が決まらない場合（成績の内訳が同じ場合）、くじ引き等で決定する。

（３）ルール
（ア）　チームの合計ストローク数の少ない順に１位、２位、・・・とします。
（イ）　チームの合計ストローク数が同じ場合、最小ストロークを記録した個人がいるチームを上位とします。
（ウ）　当日、チームが都合により定員に満たない場合は表彰対象外とします。（ゲームにはご参加いただけます。）
（エ）　センターライン及びＯＢゾーンなど、周囲の境界線を越えた場合は１打付加し、境界線と交差した地点からプレーしてください。
（オ）　プレーヤーは、プレーの妨げになるボールを、第１打から一時的に取り除くことができます。
（カ）　競技用具（スティック・ボール）は個人専用の使用を認めますが、管理は個人の責任で行ってください。貸与したボールマーカーは、必ず審判に返却してください。
（キ）　当日の受付までは参加者の変更は認めますが、受付後の変更は表彰の対象外とします。
（ク）　その他のルールについては、グラウンドゴルフのルールに準じます。

７　駐車場
車をご利用の場合は隣接の駐車場をご利用ください。なお、**駐車台数に限りがございますのでご了承ください。**

８　ごみ
各自の弁当・飲み物等のゴミは、必ずお持ち帰りください。

９　その他
・　当日は傷害保険には加入しますが、ケガなどのないよう各自で十分お気をつけください。
・　会場は日陰が少ないため、熱中症などの暑さ対策をお願いいたします。

都筑区社会福祉大会にて表彰式が開催されました

日頃より地域の福祉活動やボランティア活動に取り組まれ、功労のあった方へ表彰状や感謝状をお贈りしました。受賞おめでとうございます。　<顕彰受賞者・団体>（敬称略・順不同）

令和6年2月17日（土）都筑公会堂

【民生委員・児童委員】 早田 和代

【保護司・更生保護女性会員】
荒川 政弘／山下 三和子／大久保 欣美／佐藤 靖子
舟木 公子

【連合自治会・町内会長、単位自治会・町内会長】
西村　博／今井 孝光／田中 昭彦

【本会会員の民間社会福祉施設の常任役員】 **【地区社協役員】**
栗栖 純穂／中山 清子／浅羽 ひろみ　小川 邦夫

【ボランティア等自主活動関係者（個人）】
近藤 裕佳子／千葉 裕子／中田　香／千葉 政広
青木 民子／小幡 よし子／石川 咲子／渡辺 道雄／匿名3名

【ボランティア等自主活動関係者（団体）】
NPO法人 ロクマル／都筑ふれあいの丘まちづくり協議会

【善意銀行寄付者】 上村 正吉／ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部／京セラ（株）横浜事業所 社員一同

善意銀行へご寄付いただいた皆さま ありがとうございました

善意銀行とは、区民の皆さまからお預かりした善意の寄付金品を障害当事者団体やボランティア団体などへ配分する事業です。今年度は寄付金のほか、食のお渡し会に向けてたくさんの食料品の寄付をお寄せいただきました。

●金銭寄付●　令和5年2月1日～令和6年1月31日（敬称略・順不同）

イトーヨーカドー労働組合 ららぽーと横浜支部／鏑木酒店／上村 正吉／ボーイスカウト横浜第132団
京セラ（株）横浜事業所／京セラ（株）横浜事業所 社員一同／京セラ労働組合 横浜支部／杉田 文江
中川中学校第13期同期会／ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部横浜市大熊保育園／匿名（2件）

●物品寄付●

芳尾 初美／（株）悠煇 ドキわくランド 北山田店／横浜農業協同組合 植木せり市運営委員会 会長 青木 治／マルハン 都筑店
（株）朝日／ヴィスタシア港北の丘管理組合／イケア・ジャパン（株）IKEA港北／早渕1丁目町内会
一般社団法人 ポケモン・ウィズ・ユー財団／NPO法人 のはらネットワーク 一時保育さんぽ／公益社団法人 緑法人会 女性部会
月岡 友子／齋藤 隆夫／村田 幸夫／齋藤 美津子／唐戸 洋子／早川 弘子／活き活きファーム
（福）和泉福祉会ナーサリーつづき／匿名（12件）

都筑区社協正会員 新規加入紹介

Little Free Library はちのじぶんこ（リトル フリー ライブラリー）

フリーライブラリーとは、自宅の庭先や施設の敷地内に設置された、いつでも誰でも利用できる小規模な私設図書館（養本箱と呼ぶ）です。

「つなGO! はちのじライブラリー2023」（ヨコハマアートサイト2023事業）では都筑区在住の本好きのアーティストが集まり、それぞれのテーマをもつ本箱を制作しました。身近な場所で本を手に取ってもらう機会の創出のために始めたフリーライブラリーは、現在区内12カ所に設置されています。ゆるやかなつながりを生む居場所として、地域の方に利用されることを目的として活動しています。

詳しい設置場所、利用方法、フリーライブラリーを始めたい等、ホームページをご覧ください。

「はちのじぶんこ」で検索➡ はちのじぶんこ

都筑区社協だより しゅんらん No.66 令和6年3月発行

編集・発行●社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会
〒224-0006 横浜市都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
TEL:045-943-4058　FAX:045-943-1863　MAIL:info@tuzuki-shakyo.jp

「社会福祉協議会」は、社会福祉法に定められた地域福祉の推進を図ることを目的に組織された民間団体で、その目的にそった事業を展開し、みなさまの地域福祉活動の支援をしています。
この広報紙は共同募金配分金で発行しています。

しゅんらん

No.66 令和6年3月発行

都筑区社協は「あなたと街のかけはし」になります

しゅんらんは、この地にたくさん自生し、春には甘い香りのするかわいい花をつけ、子どもの遊び友だちだったそうです。このようにやさしい福祉の町ができたらとこの名前をつけました。

～都筑区で広がる 移動販売～

都筑区では移動販売が広がっています。移動販売はただ単に買い物支援をするということではなく、地域内でのつながりづくりや見守り機能を担っています。

こうした取り組みは、地域を中心に、**地域ケアプラザの生活支援コーディネーター**、区、区社協、企業が困りごとを共有しながら、相談し進めています。

現在移動販売を実施している場所は🚚印の3か所です。（R6.2.20現在）
★印は現在調整・準備中

東山田
（東山田町1681 チャコ村）
毎週木曜日 10:30～11:00

かちだ団地
毎週月曜日
6号棟前 10:30～10:50
30号棟前 11:10～11:40
31号棟前 14:30～14:50
39号棟前 15:10～15:30

佐江戸加賀原
（サニーステージ中山駐車場）
第2・4金曜日
14:10～14:40

●移動販売を通じてできること●
★住民同士の交流の場づくり
★利用者の見守りの役割
★自分で買い物に行くという介護予防
★自分で選べる楽しみと生きがい
★買い物支援

都筑区社協キャラクター ゆいピー

生活支援コーディネーターってなに?

→詳しくは次のページをみてね

生活支援コーディネーターとは？

区内の地域ケアプラザにいる**「生活支援コーディネーター」**は、地域のお困りごとから「あったらいいな」を一緒に探し、仕組みを考えるお手伝いをしています。

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくりを行い、**「生活支援」「交流・居場所づくり」「見守り・つながり」**の要素に基づき活動を支援しています。

都筑区内には、地域ケアプラザと区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターが平成28年より配置されています。

例えば地域でこんな困りごとはありませんか。（一例）

坂や階段が多く、
長く歩くのは大変になってきた！
お買い物には出かけられるけれど、
帰り道重いものを持って
帰ってくることができない。

毎日ラジオ体操にきていた○○さん、
日課にしていたのに、
最近見かけないな…。
どうしたんだろう？何かあったのかな？

庭の草が伸びてきた。
一人でやるのは大変なので、
誰かに手伝ってほしい。

家族のそばに…と思い、
隣県より最近引っ越しをしてきた。
ご近所の人と
つながりを持ちたいけれど、
どこに行けばいいのかな…

会食会に来ていた△△さん。
「会場に行けない」と言って
来なくなってしまった。
会場まで来られるような
何かいい方法はないかな？

こうしたお困りごとがありましたら、生活支援コーディネーターにご相談下さい。

あなたの“身近”な地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民に最も身近な社協として、地域の方が「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された任意の団体です。区民の方々より寄せられた賛助会費や共同募金も活動費の一部として活用されています。

新栄早渕地区社協　公園であそぼー

地区社協でおこなっている事業の1つ「はやぶち公園であそぼー」は、毎月、第一木曜日（1、8月は休み）の10時～12時（雨天中止）に、早渕2丁目「早渕公園」グラウンド（多目的広場）脇の砂場（公衆トイレ横）で、保護者同伴で未就学児（おおむね2～4歳児）の見守り事業をしています。来て頂ければ誰でもどなたでも参加出来ます。

お友達、ママ友、そして地域の支援者とのネットワークが出来ます。最近では参加者の国際化もあり国際親善の第一歩の雰囲気さえあります。

新栄早渕連合町内会、新栄早渕地区民生・児童委員、新栄早渕地区保健活動推進員、新栄地域ケアプラザ、都筑区子育て支援センターポポラ、早渕公園愛護会、都筑区役所などの協力を得て実施しています。ぜひ遊びにきてみてください♪

都田地区社協　みんなで取組む健康づくり

都田地区では、都筑区地域福祉保健計画の地区別計画の取組として、3つのテーマを軸として分科会を設けています。地区社協も分科会にて計画の推進・策定に携わっています。

テーマの1つに「健康づくり」があります。地域の健康づくりを推進することを目標に活動の場や交流の場として、ラジオ体操の実施やボッチャ大会など企画・実施しています。

また、地区内には障害者の通所施設やグループホームもあり、活動に参加をすることで地域の方々とのつながりを深めています。民生委員やヘルスメイト、福祉施設など様々な方々と協同しながら交流できる場を増やしています。

共同募金運動へのご協力ありがとうございました

企業・学校・施設の皆さまにご協力いただきました

今年度も共同募金にご協力をありがとうございました。自治会町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体の皆様には街頭募金、戸別募金などにご協力をいただきました。その他、企業・学校・施設の皆様からも、多くのご協力をいただきましたのでご紹介します。

令和6年1月31日時点での募金額は
赤い羽根募金　7,641,629円
年末たすけあい募金　7,625,416円
でした。

令和5年10月1日～令和6年1月15日現在（敬称略、順不同）

区内14郵便局／アーチドゥーク・オーディオ
株式会社 大興リサイクル／区内6地域ケアプラザ
横浜あゆみ荘／都筑センター／都筑区役所
荏田南中学校／ボッシュマネージャーズ

株式会社 大興リサイクル 様からの寄付➡

横浜ビー・コルセアーズ「赤い羽根共同募金イベントDay」　12月3日（日）開催

当日は、ガールスカウト神奈川県第41団メンバーにもご協力いただき、募金活動を実施しました。募金額に応じて、横浜ビー・コルセアーズ様と神奈川県共同募金会都筑区支会とのオリジナルコラボグッズを配布。試合前2時間で、117,467円ものご協力をいただくことができました。

コラボグッズは区社協窓口でも募金額に応じて配布しておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。（数量限定）

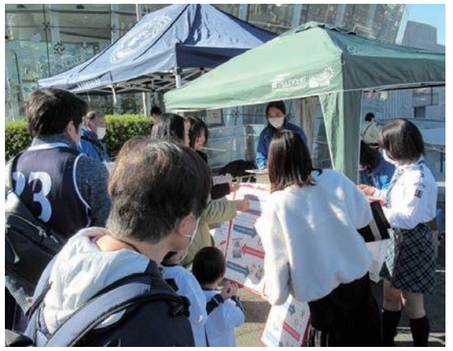

オリジナルコラボグッズ

❶100円以上…シール（コルス君）・缶バッジ（チームエンブレム入り）
❷300円以上…B3サイズポスター（選手写真入り）
❸500円以上…A4クリアファイル（選手写真入り）

©横浜ビー・コルセアーズ

令和5年度 赤い羽根共同募金 横浜ビー・コルセアーズ関係募金額

令和6年1月18日現在

①12月3日（日）赤い羽根共同募金イベントDay	117,467円
②12月13日（水）～31日（日）ホームゲーム募金	56,810円
③その他 区社協窓口募金 等	23,219円
合　計	197,496円

共同募金の使いみち　「食のお渡し会」実施報告

都筑区にお住まいの18歳以下のお子さんが同居している世帯を対象に食のお渡し会を実施しました。当日は主任児童委員、民生委員、関係機関の方が会場内に常駐し、当日の準備、来場された方への声掛けをしていただきました。

開催日時　令和5年12月10日（日）10:00～11:30、13:00～16:00
11日（月）10:00～16:00

申込件数　71件

場所　かけはし都筑　1階 多目的研修室
2階 団体交流室Ⅰ

配布内容
- 都筑区の住民、団体、企業（IKEA港北、株式会社朝日、緑法人会、セブンイレブン）からの寄付品、農家からいただいたお野菜
- 区役所、都筑区資源循環局のフードドライブで集まった食料品
- 赤い羽根共同募金を財源に購入した食品

参加者からご協力いただいた方へのメッセージ

★本当に毎年この時期になるとお渡し会の案内が来てホッとします。
★こどもに食糧の大切さを教える良い機会にもなっています。
★初めてでしたが、暖かい笑顔で迎えて下さりとても嬉しかったです！
★栄養のあるものをこどもといただくことがあり大変ありがたかったです。

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月 21 日
都筑保護司会

令和６年３月吉日

各自治会町内会長　様

都 筑 保 護 司 会
会長 加 藤　恒 雄

都筑区更生保護女性会
会長 澤　由 美 子

都筑保護司会広報紙「更生保護つづき」回覧について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
日頃より更生保護活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。
さて、このたび「更生保護つづき」第１８号を発行いたしましたので、班回覧へのご協力をお願いいたします。
なお、広報紙は各班数でお入れしておりますが、過不足などがありましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。
ご多忙の折、お手数おかけして申し訳ありませんが、よろしくお願い申しあげます。

事務局：都筑区社会福祉協議会
電話：９４３－４０５８
事務担当　浅賀・早坂

更生保護つづき

発行人：加藤恒雄　**編集人**：吉田勅和
発　行：都筑保護司会
都筑区更生保護女性会
事務局：横浜市都筑区荏田東4－10－3
横浜市都筑区社会福祉協議会内
☎（045）943-4058
印刷所：㈲青史堂印刷（042-748-3921）

都筑区長からのご挨拶

都筑区長　**佐々田　賢一**

都筑保護司会顧問ならびに都筑区更生保護協会会長を務めます、都筑区長の佐々田賢一でございます。

都筑保護司会及び都筑区更生保護女性会の皆様には、日頃より更生保護の諸活動にご尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

犯罪や非行の防止とこれらからの更生は、皆様の活動をはじめとする地域社会での受け入れや、同じ過ちが繰り返されないように、地域で支えあう関係が重要となります。

コロナ禍は、人と人との繋がりを考える機会となり、地域での支えあいの大切さを再認識させてくれました。

都筑区では、都筑区社会福祉協議会と連携し、人と人との「であい　ささえあい　わかちあい」を基本理念とした都筑区地域福祉保健計画を推進しています。皆様とともに、支えあいの地域社会をつくることが、犯罪や非行の予防につながり、住みよい都筑区を形作っていくと考えています。あらためて皆様のご活動の重要さを、強く認識いたしております。

また、令和６年は、都筑区制30周年の記念すべき年です。都筑保護司会、都筑区更生保護女性会の皆様、そして都筑区にお住いの皆様とともに、30周年を盛り上げ、住み続けたいまちを未来へつなげていく所存です。

引き続き、皆様からのご支援・ご協力をいただきながら、手を取り合ってまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

回覧														

新会長ご挨拶

都筑保護司会　会長　**加　藤　恒　雄**

令和５年度の総会で、都筑保護司会６代目の会長に選任されました加藤恒雄です。
よろしくお願いいたします。

保護司の先生方、地域の皆様には保護司会の活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成６年11月に港北区、緑区の一部が合併して、都筑保護司会がスタートしました。
当初は保護司13人で、青葉・都筑保護区としての活動でありました。

１日も早く都筑保護区を立ち上げ、活動したいと観察所にお願いしていた所、定員20名とのことで、他の保護区の欠員分６人分をもらい、都筑保護区19名で立ち上げることが出来ました。

斉藤文夫先生を始め、多くの方に協力していただき今の活動があります。

保護司は大変で危険と思われていますが、喜びや、やりがいのあるボランティア活動であり、あやまって罪を犯した人の更生だけでなく、犯罪・非行をしないように啓発活動も重要であります。

地域と共に、安心・安全な町づくりに保護司全員で協力していきたいと思います。

今後とも区民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

森嶋副会長　談

副会長に就任して２期目となりました。僅かな経験ですが次世代に伝え、支える様に努めます。これまで苦労された先輩方の智慧を皆共有できる組織を目指します。よろしくお願いいたします。

高橋副会長　談

都筑保護司会が今日活動できているのは、各先輩方が長年にわたる地道な努力により「信頼」を築きあげてくださったからです。

まず、この事実を胸に刻み、そして、感謝の気持ちを忘れずに、自分も周りも関わってよかったと思えるような会の活動にしていきたいと存じます。

志村副会長　談

保護司の活動は個人でなし得る事ではありません。協力し合い、何でも話し合える、風通しの良い保護司会でありたいと思います。

さらには、行政や地域の皆様にもご協力いただき、「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪のない、みんなで更生を支援していける地域社会を作っていきたいと思います。
宜しくお願いいたします。

令和５年度『都筑区更生保護女性会研修会』

９月29日かけはし都筑にて「薬物依存と依存からの回復」と題して川崎ダルク支援会の岡崎重人氏を講師に映像と体験を交えながらの講演でした。

大学の構内をも揺るがす薬物問題。

特に若年化が進み、気軽に仲間や友人に勧められて罪悪感もないのが現状です。

「やってみない？」と声をかけられて、仲間意識の共有や好奇心であったり、快感を求めるうちにコントロールが効かなくなり、薬に対する罪悪感がなくなり自分に必要と思うようになる。

川崎ダルクでは、当事者が当事者を変えていくカリキュラム。更生の拠り所として一貫したカリキュラムで、自分の意思や力ではコントロールできない脳の病気と向き合っている。

ダルクでは本名は名乗らず、ニックネームで呼び合うそうです。

体験を語られた“なるちょさん”は、８年前に「仲間がうざくなり、真面目になろう」と意識をされ今日に至るそうです。「ダルクにいることで安心感があり、無理しないで自分に正直になれている。囚われから解放され、過去の棚卸しをしています」との弁。

現在はエイサー番長として琉球太鼓の練習に余念がありません。年間30か所で演舞しています。

研修会では、体験に涙しながらの拝聴もありました。

「薬物依存症は、回復（薬物を使わない生き方）が可能な病気です。私たちは、その手助けができます」とダルクのパンフレットに書いてあります。

その後押しに都筑区更生保護女性会も応援させて頂いております。

「社会を明るくする運動」
都筑保護司会・更生保護女性会 合同研修会 1

令和５年１月26日、かけはし都筑にて横浜市会議員･松本研氏を講師にお招きして、表記の通り合同研修会を実施いたしました。議題は「地方議会における更生保護の議員の活動及び再犯防止の推進について」です。

2016年、再犯防止推進法制定の動きに伴う、地方公共団体と保護司等との連携強化の必要性により「かながわ議員保護司懇話会」が設立されました。

これは神奈川県内での更生保護、再犯防止に関する情勢の把握や情報交換を目的としたもので、県職員を講師に招いた研修協議や県内矯正施設の視察、地方再犯防止推進計画の策定、再犯防止対策の充実に向けた地方行政への働きかけをおこなっています。

特に再犯防止の取り組みにつきましては、「犯罪につながる問題性の除去」並びに「生活環境の改善」の二点に対応することを目的に掲げており、将来的には個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援の実現や、支援の実効性を高めるための相談拠点や地域の支援連携(ネットワーク)拠点の構築が望まれます。

また今後は、保護司適任者の確保に対する地方公共団体の一層の協力の促進、並びに地方再犯防止推進計画の策定、地方公共団体による再犯防止の取り組みの推進などを目指します。

中でも保護司に関する事項としては、

・地域社会の変容に適応し、幅広い世代から多様な人材を確保するとともに、保護司がやりがいを持って活動できるよう、持続可能な保護司制度を構築するための在り方(待遇や環境、年齢条件、職務範囲等)の検討。

・保護司活動にデジタル技術を取り入れることや、面接場所の確保等、保護司の負担を軽減し、その活動に対する支援の充実。

・保護司と保護観察官との協働体制についての社会の変化に対応した強化。

・保護司活動について一層の理解を得るための国内外への積極的な発信。

の４点が掲げられています。

「社会を明るくする運動」
都筑保護司会・更生保護女性会 合同研修会 2

令和６年１月19日、一般社団法人被害者支援センター所長・永野弘幸氏を講師にお招きして、『被害者支援の重要性・必要性と加害者の更生には「被害者の声を」について』を主題に、被害者の権利と利益を守るための取り組みについての講演会を実施しました。

(以下要約)

我が国における犯罪被害者への支援は欧米各国に比べて20～30年遅れているとされ、むしろ加害者の人権ばかりが守られている傾向が見られます。犯罪被害者は自ら望んで被害者となった訳ではないのにも関わらず地域で孤立しがちな傾向が強く、元の生活を取り戻すためには、何よりも周囲からの支援が必要となります。

そのため神奈川被害者支援センターでは、犯罪被害に遭われた方へ専門知識を持つスタッフによる電話相談や臨床医師によるカウンセリング、相談員による裁判所や弁護士事務所への同伴といった直接支援や法律相談などを提供しています。取り分け新たな支援構造として、サポートステーションから漏れた被害者を救う漏れのない支援や、未成年者に多く見られる潜在被害者への支援に加えて、子どもが被害者とならない、加害者にもならないための学校教育における授業「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施しています。

犯罪被害者は被害を受けた直後から心理的、経済的、社会的な苦痛に見舞われることになりますが、現時点では居住地域の各市町村によっては被害者支援条例の制定に対して温度差があり、早急な対応が望まれます。

また加害者の更生に被害者の声を反映させるべく、先年12月より「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が取り入れられることとなりました。

加害者の更生と被害者への支援とは車の両輪の関係にあり、どちらかが欠けても前へ進むことが出来ません。加害者の更生とは“決して再犯をさせないこと”であり、そのためにも犯罪被害者の置かれている厳しい現状を伝え、真摯な反省の気持ちを持ちながら受刑生活を送ることが、真の意味での加害者の矯正に繋がると言えるでしょう。

「しょく罪指導プログラム」について

令和４年10月１日より、被害者が存在する重大な犯罪をおこなった保護観察対象者に対しては、新たに「しょく罪指導プログラム」の実施が決定されました。これは令和３年３月に閣議決定された第４次犯罪被害者等基本計画の中に「保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しょく罪指導を適切に実施する」ことが今後講ずべき施策の一つとして盛り込まれたことによります。

同プログラムは、①加害者の責任を知る②被害について知る③謝罪や被害弁償について④しょく罪計画を立てる、の４段階に分けて進められます。

まず①で対象者は「社会に対する責任」（刑事上の責任）」と「被害者に対する責任（民事上の責任、倫理的責任）」を果たさねばならぬことを伝えられ、被害者等への謝罪や自身がおこなった加害行為に対する反省や悔悟の念を持ち続けることが求められます。

次いで②の段階では、犯罪行為を受けた被害者がPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、如何に深刻な精神的被害を被ったかについて対象者に考えさせ、理解を深めさせます。

③では事件により生じた被害の内容を改めて整理し、具体的な謝罪や被害弁償についての方策を考えさせます。そして最後の④の段階で、前掲した謝罪や被害弁償を踏まえた「自身が犯した罪」に対しての責任を果たすべく、具体的なしょく罪の計画を立てていく形となります。また同時に対象者には、犯した罪と向き合って、今後自分自身がどのように生きていくかについても考えさせます。これは対象者本人が将来に向けて努力を続けるためにも必要なこととされるためです。

いずれの段階でも対象者自らが自身で考え、行動し、継続することの大切さが求められています。

薬物依存の特徴に関するクイズ

以下のうち、正しいものに○、
間違っているものに×をつけましょう。

❶	薬物依存症は偏りや意思が弱いせいでなる病気ではない。	
❷	薬物依存症は慢性の病気ではないため、治療を続ければ完治する。	
❸	薬物依存症は進行性の病気である。	
❹	薬物依存症の死亡率は低い。	
❺	薬物依存症になっても性格が変化するわけではない。	
❻	薬物依存症の対象者は他のものに変わることはない。	
❼	薬物依存症は周囲の人を巻き込む病気である。	

薬物事犯者等の処遇について

平成28年６月１日に「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されたことに伴い、保護観察事件における薬物事犯者は増加傾向を見せていますが、その背景に存在するのが薬物依存症の問題だとされています。これは薬物乱用の結果として、使用要求（渇望）を自身では制御できなくなる状態を言います。つまり違法薬物の使用は「犯罪」のみならず「病気」としての側面も有していることになるのです。

加えて薬物依存症は、別名「家族の病」と呼ばれていることからも判る様に、依存症に陥った当人のみならず、家族や周囲の人々にも様々な悪影響をもたらすことにもなります。

こうした薬物依存症には覚醒剤や麻薬といった違法薬物のイメージが先行しますが、実際には一般の処方薬や市販薬、アルコールへの依存も含まれます。近年では従来のシンナーや危険ドラッグの検挙者数こそ減少する一方で、比較的安価に入手できる大麻は若年層を中心にして、検挙人数に増加傾向がみられるようになりました。

そこからの回復のプロセスは、①身体の回復②脳の回復③心の回復④人間関係の回復、の４段階に大別されます。しかし最終的な人間関係の回復に至るまでには、薬物使用を止めてから更に長い年月を要することから、薬物依存者にとって困難なのは単に薬物を「止める」だけではなく「止め続けていく」ことになります。

こうした薬物依存症回復のための社会資源として、民間のリハビリテーション施設であるダルク（DARC）、自助グループのNA（ナルコティクス・アノニマス）やナラノン、法定機関である精神保健福祉センター（こころの相談センター）が存在しています。

都筑保護司会・都筑区更生保護女性会　合同施設見学

令和５年９月12日、上記合同施設見学として横浜保護観察所を訪問しました。コロナ過のため３年振りの実施となった今回は、保護司会、更生保護女性会、事務局あわせて32名が参加する盛会となりました。

横浜保護観察所は新設の合同庁舎へ６月に移動したばかり。地上７階建ての同庁舎には15もの官署が入居していて、保護観察所もその１つになります。神奈川県は保護観察の件数が大阪、東京に次いで全国で３番目に多いだけに、所内には90名もの職員が勤務されているとのこと。薬物や性犯罪関連の対象者を扱う集団処遇室や被害者相談室、企画調整課、民間支援専門室などについて説明を受け、更には窓から横浜港を一望できる所長室も見学させていただきました。

その後「日頃の活動で感じていること」を議題とした座談会がもたれ、守秘義務についての問題やライン、メール等を用いる連絡シートの是非について活発な質疑応答が交わされ、有意義な施設見学会となりました。

村田輝雄前会長 瑞宝雙光章受賞

都筑保護司会前会長・村田輝雄氏は、令和４年秋の叙勲にて瑞宝雙光章を受賞されました。そのお喜びの声と共に、村田氏の保護司としての来し方を御紹介させていただきます。

村田氏が保護司の任命を受けられたのは平成10年10月１日のことで、現在の都筑保護司会が青葉区支部としてスタートして間もない頃のことでした。これは氏が、それまで長年勤められてきた体育指導員（現スポーツ推進員）ならびに消防団班長の職務を退かれた直後の時期で、東方町内会長からの「都田地区の保護司に欠員が生じたので是非！」との要請に応えられた形だったそうです。

とは云え、当初は村田氏御自身も保護司についての認識はあまり持たれておらず、保護観察所での研修を受けるなどして、研鑽に励まれることとなりました。

当時は同じ都筑区内でも集合団地などのある地域では暴走族関連の問題等の多い時期でしたが、氏の担当された都田地区はまだ大型商業施設も存在しなかった頃だったため、問題を起こす青少年の数も然程ではなかったとされます。とは云え、現在と違って血気盛んな（？）若者もまだまだ多く、都筑区内でも保護司１人当たり６～７人の保護観察対象者を抱える状況もあったそうです。

村田氏御自身、最初に受け持たれたのはシンナー問題の少女とのことでしたが、そうした未成年の対象者の間には、担当する保護司に関して彼ら仲間同士による情報共有のケースもあり、御苦労される場面も少なくなかったとか。また、少年院退院後に保護観察を担当することとなる少年のため、遠く宮城県若林地区の収容施設まで何度か面会に赴かれたとのお話でした。

しかし、そうした御苦労の一方で、かつての対象者から「真面目に更生し家族を持った」といった連絡を貰った時などは、まったく保護司冥利に尽きるものがあると伺いました。

そして今後の抱負として村田氏は、「犯罪の無い安全な都筑区を実現するため、今後も皆様からの御指導を頂き、そして時には妻からの助言も貰いながら（笑）、もう少し更生保護に関わって行きたいと思っています」とにこやかに語っておられました。

この度は誠におめでとうございます。

受賞者名簿

第73回 神奈川県更生保護大会（令和4年度）

【保護司】

全国保護司連盟理事長表彰

雨森　洋招　　平塚　愛乃

関東地方更生保護委員会委員長表彰

荒川　政弘

関東地方保護司連盟会長表彰

池田　勝則　　橘　　勝也　　日野　正胤

横浜保護観察所長表彰

鈴木　聡司

神奈川県保護司会連合会長表彰

中村　広人

【更生保護女性会】

横浜保護観察所長感謝状

浅川　弘子　　前田　治子

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

飯田　孝枝　　北村富美子　　森　　ゆみ

第74回 神奈川県更生保護大会（令和5年度）

【保護司】

法務大臣表彰

雨森　洋招　　平塚　愛乃

関東地方更生保護委員会委員長表彰

志村　陽一

関東地方保護司連盟会長表彰

鈴木　聡司

横浜保護観察所長表彰

中村　広人

神奈川県保護司会連合会長表彰

石川　秀一　　小森　秀一　　髙橋成治郎

【更生保護女性会】

日本更生保護女性連盟理事長表彰

男全　弘子

横浜保護観察所長感謝状

木村　博子　　河野たみ子　　鈴木　典子

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

井上多紀子　　岡部ゆかり　　田丸恵美子

中山　達江

第71回 横浜市更生保護大会（令和5年度）

【保護司】

横浜市長感謝状

池田　勝則　　橘　　勝也　　日野　正胤

横浜市会議長感謝状

根岸　英雄

横浜市保護司会協議会会長表彰

小森　秀一　　石川　秀一

【更生保護女性会】

横浜市長感謝状

小野　要子　　岡島　玲子

横浜市会議長感謝状

山田　妙子

横浜市更生保護女性連盟会長表彰

相澤まさ子　　鈴木　　操　　河合　佐登

相原祐美子　　志田　智子

退任保護司

永年に渡る御尽力に感謝いたします。

◆令和５年９月30日付

根岸　英雄　保護司

◆◆◆ 編　集　後　記 ◆◆◆

更生保護だより「つづき」第18号をお届けします。

さらなるご支援をお願い致します。

広報委員

唐戸　洋子
鈴木　聡司
對馬千香子
平塚　愛乃
真野　道子
吉田　勅和
山田　妙子

薬物依存の特徴に関するクイズの回答　❶○　❷×　❸○　❹×　❺×　❻×　❼○

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月21日
都筑区総務課統計選挙係

都筑区めいすい通信

第３号
令和6年3月

発行：都筑区明るい選挙推進協議会　　事務局：都筑区役所総務課統計選挙係　横浜市都筑区茅ケ崎中央32-１　☎045-948-2215

■ 都筑区の投票率はどれくらい？

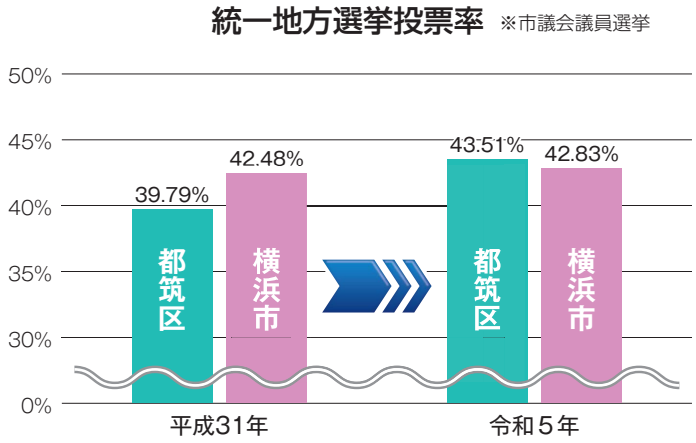

令和5年4月9日に行われた統一地方選挙での**都筑区の投票率は43.51％**（市内8位）で市平均42.83％を上回りました。前回の統一地方選挙（平成31年）からの投票率の**伸び率は18区中1位**となりました。

ただし、いまだに半数以上の有権者が投票に行っていないことも事実です。

私たちの意見や要望を国や地方の政治に反映させるためには、**一人ひとりが選挙制度を理解し、私たちの代表者を選ぶために投票する**ことが非常に大事になります。

せんきょクイズ

1

選挙期間中に候補者が投票を依頼するためにしてはいけない行為に該当するものは、次のうちどれでしょう？

Ⓐ 各家庭に電話をかける
Ⓑ 各家庭を訪問する
Ⓒ はがきを郵送する

2

同じ選挙に「都筑A男」「都筑B子」の2人が立候補していた時、「都筑」とだけ書かれた票はどうなる？

Ⓐ 無効票になる
Ⓑ 両候補に１票ずつ加算される
Ⓒ それぞれの得票数の割合に応じてあん分※される

※（1票を分割して各候補に加算）

3

令和4年12月に行われた衆議院小選挙区の区割り改定で、都筑区は神奈川第[?]区になりました。

Ⓐ 7　Ⓑ 8　Ⓒ 19

※答えは裏面最下部にあります

「明推協（めいすいきょう）」をご存じですか？

正式名称を**「明るい選挙推進協議会」**といいます。

不正のないきれいな選挙と投票総参加をめざして活動している民間団体で、全国の都道府県・市区町村に設置されています。都筑区では**現在、委員26人、推進員310人が活動**しています（令和6年1月現在）。

明推協の主な活動である、区内小学校での出前授業などを裏面で紹介しています。このほかにも、都筑区選挙管理委員会からの依頼を受け、期日前投票所の投票立会人を務めるなど、**選挙における重要な役割も担っています。**

より多くの区民が政治に関心を持ち、投票率が向上することを目指して、引き続き活動に取り組んでまいります。

コラム Column

〈 1票で政治が変わる？ 〉

約1票差で当落が変わる選挙があることを知っていますか？ 毎年いくつかのケースがありますが、令和5年に行われた選挙では、新宿区議会議員選挙（0.299票差）、世田谷区議会議員選挙（1.307票差）などがあります。1票を無駄にせず、しっかりと政治に声を届けていきたいですね。

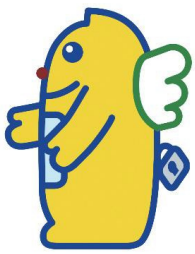

明推協のキャラクター
めいすい君

明推協はどんな活動をしているの？

街頭啓発「ザ・イコット」

令和5年4月の統一地方選挙では、センター北駅前・センター南駅前で通行人へ啓発ティッシュの配布を行いました。いずれも多くの人でにぎわっており、若年層から高齢者まで、たくさんの通行人に投票を呼び掛けることができました。

せんきょフォーラム

都筑区内の小学6年生を対象として、選挙に関する出前授業と模擬投票を実施しています。特に、学校生活に関する身近な「給食のメニュー」などのテーマを用いた模擬投票は児童にも大変好評で、児童からも「将来投票したいと思った」「選挙の仕組みがよくわかり、楽しかった」といった感想をいただきました。

〈令和5年度実施校〉川和東小学校、都田小学校、すみれが丘小学校、牛久保小学校、茅ケ崎台小学校

都筑区民まつり

令和5年11月3日、センター南駅周辺で行われた区民まつりに4年ぶりにブースを出展しました。
横浜市の若者選挙啓発団体である「イコットプロジェクト」の学生さんにもご協力いただきました。
選挙に関するパネルを見ながらクイズに回答するという内容で、当日は約1,000人の方にお越しいただきました。普段はあまり意識することのない「選挙」について考えていただく、よい機会となりました。

令和5年度は、コロナ禍での活動自粛から、本格的に活動を再開した1年となりました。
今後も、明るい選挙の実現と投票率向上のため、引き続き活動に取り組んでまいります。

クイズの答え　①B　②C　③C

都筑野菜 朝市

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に
身近で消費することで輸送に伴う CO_2 が抑えられる“環境にやさしい野菜”です。
朝市を利用して地産地消を進めましょう!

日時

毎月 第2・4火曜日/第4土曜日 9:30～12:00

※売り切れ次第終了
※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第4火曜日	第4土曜日
4	4月9日（火）	4月23日（火）	お休み
5	5月14日（火）	5月28日（火）	5月25日（土）
6	6月11日（火）	6月25日（火）	6月22日（土）
7	7月9日（火）	7月23日（火）	7月27日（土）
8	8月13日（火）	8月27日（火）	8月24日（土）
9	9月10日（火）	9月24日（火）	9月28日（土）

会場

都筑区総合庁舎 （市営地下鉄センター南駅下車 徒歩6分）
【火曜開催】 駐車場横通路 【土曜開催】 中庭（消防署前）

お買い物の際は、マイバッグをお持ちください

問合せ：都筑区区政推進課企画調整係 TEL 948-2226 FAX 948-2399

＜出店農家一覧＞

開催日	出店農家	販売品
４月９日（火）	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
４月23日（火）	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
４月27日（土）	お休み	
５月14日（火）	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
５月25日（土）	アーツファクトリー	季節の野菜
５月28日（火）	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
６月11日（火）	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
６月22日（土）	アーツファクトリー	季節の野菜
６月25日（火）	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
７月９日（火）	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
７月23日（火）	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
７月27日（土）	アーツファクトリー	季節の野菜
８月13日（火）	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
８月24日（土）	アーツファクトリー	季節の野菜
８月27日（火）	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
９月10日（火）	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
９月24日（火）	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
９月28日（土）	アーツファクトリー	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家が変更になる場合があります。

区連会３月定例会説明資料
令和６年３月21日
区政推進課
地域振興課

自治会町内会長　各位

政策局大都市制度推進本部室長
都筑区長

都筑区制 30 周年記念・「特別市」説明会について（開催報告）

春分の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記説明会につきましては、各連合町内会及び自治会町内会より参加者をご選出いただき、ありがとうございました。また、平日夜間の開催にもかかわらず、当日は多くの皆様にご参加いただき、重ねて御礼申し上げます。

説明会の開催結果について、次のとおり報告します。

１　開催概要

(1) 日時

令和６年２月１日（木）19：00～20：30

(2) 会場

都筑公会堂

(3) 参加者数

177 名（連合町内会自治会、自治会町内会、委嘱委員等の皆様）

(4) 地域代表者との意見交換（ご質問及び回答）

地域代表者からの質問	回答
特別市の実現には法制化が必要であり、横浜だけの問題ではなく、自治体の在り方をも変える非常に大きな取組だと思うが、国や県とはどのような調整・議論をされているのか。	神奈川県から「特別市の法制化は妥当ではない」との見解が発表されたことを受け、県内３政令市長と県知事の４人で特別市に関する議論を行い、今後もトップレベルで協議していくことに合意しました。また、共同で調査や研究を進めていくことについて県内３政令市から提案をしています。 国では内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会において、特別市の意義が認められています。法律を作るためには国会議員の理解が必要なため、全国 20 政令市の市長が集まる指定都市市長会では、特別市の法制化に向けた議論の加速化を求め、一丸となって国へ要望をしています。引き続き、国への要望活動や国会議員への働きかけ、県との対話などを丁寧に進めていきます。

まだ多くの人が特別市のことを知らないように思うが、知らないままでは、特別市の必要性を判断できない。今後どのようにして住民に伝えていくのか。	特別市については、これまでも横浜市として取組を進めてきていましたが、市として伝えきれていないのが現状であると認識しています。 今後も丁寧な説明を継続していくとともに、広報よこはまなどを通じて分かりやすい広報を展開することで、機運の醸成を図っていきたいと考えています。
市長が考える「市民にとっての一番大きなメリット」は何か。都筑区は子どもの人口割合が 18 区で最も高い区であるため、特別市への移行によって、子育てや教育の面で区民への混乱が生じないように進めていただきたい。特別市に移行することによるメリットのほかに、デメリットもあるのではないか。	特別市の一番のメリットは、これまで以上にスピーディー、かつ、きめ細かく市民の皆様の声に応えられるようになることだと考えています。そして、特別市は横浜市が独り勝ちする制度ではなくて、神奈川県全体を底上げする制度です。 特別市の移行に当たっては、役所間での調整は必要になりますが、市民の皆様の生活に影響するデメリットは、基本的にないと考えています。特別市というのは、48 番目の県を作るわけではなく、県の権限を持ちながら、市として市民の皆様に直接行政サービスを提供します。

2　当日のアンケートについて

(1) アンケート結果

【質問１】説明会に参加する前に「特別市」を知っていましたか。

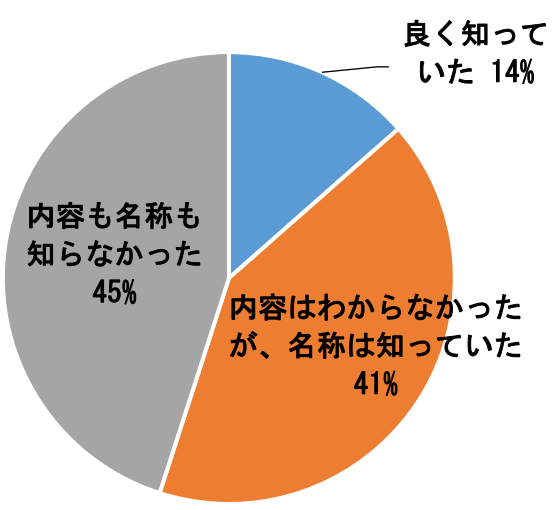

（回答数 111）

【質問２】説明会に参加して「特別市」について、理解が深まったと思いますか。

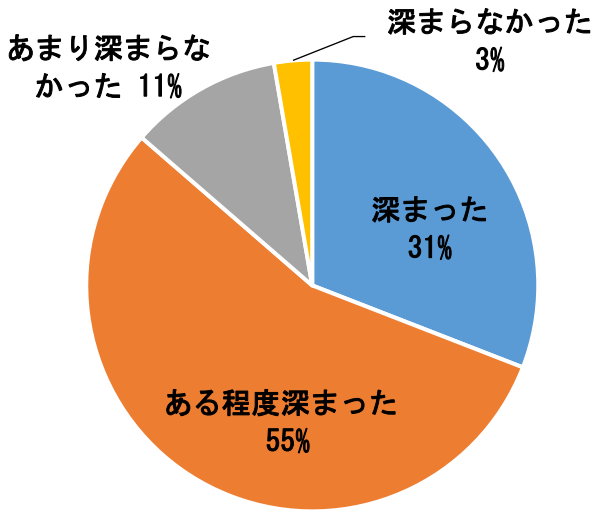

（回答数110）

【質問３】説明会について、満足度をお聞かせください。

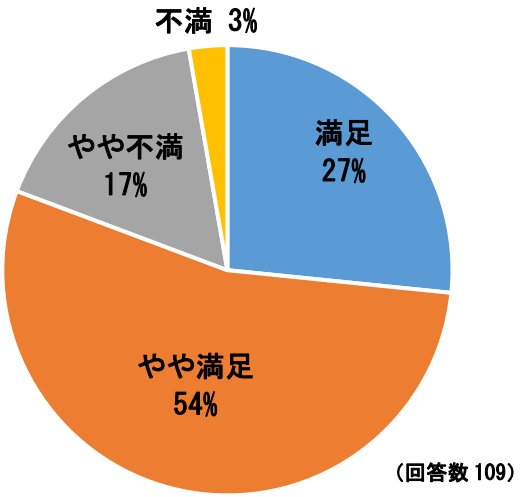

※構成比率は、小数点第１位を四捨五入しているため合計が 100 ではありません。

【質問４】本日の資料についてお聞かせください。

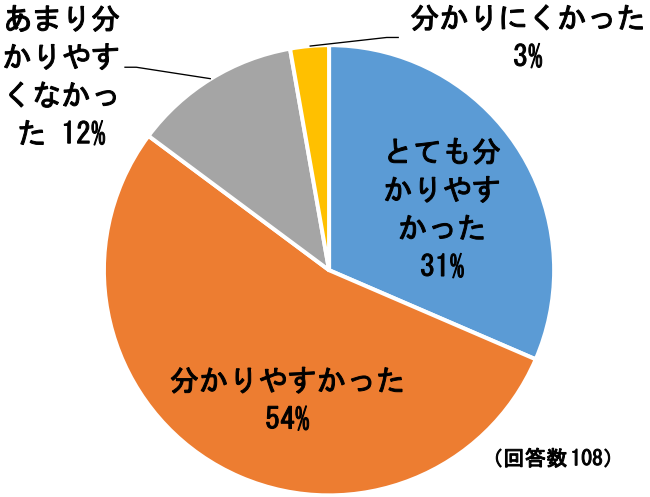

(2)　主な質問についての考え方

別紙のとおり

＜お問い合わせ先＞
【説明会に関すること】
都筑区区政推進課　梁瀬、舘
電　話：948-2225　FAX：948-2399
E-mail：tz-plan@city.yokohama.jp

【特別市制度に関すること】
政策局制度企画課　足立、吉江
電　話：671-2952　FAX：663-6561
E-mail：ss-seidokikaku@city.yokohama.jp

令和６年３月
政策局制度企画課

説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方

横浜市が早期法制化を目指す「特別市」の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。市民の皆様からお寄せいただいた「特別市」に対する考え方は以下のとおりです。

質問	横浜市の考え方
特別市になる必要があるのか。	人口減少と少子高齢化の影響が今後顕著となることが見込まれる中で、国全体として、行政の無駄をなくし、より良い行政サービスを提供していくことが必要です。 その上で、横浜市などの大都市については、市と県の二重行政による非効率な行政サービスの提供などの課題があり、指定都市制度の見直しは喫緊の課題であると考えています。 総理大臣の諮問機関である地方制度調査会では、「特別市は全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する」と指摘されています。
二重行政の解消方法は、特別市への移行しかないのか。	指定都市制度が抱える二重行政を解消する方法として、特別市制度のほかに特別区設置制度（いわゆる都構想）があります。この制度は、指定都市を廃止して特別区に再編し、道府県に広域事務・権限等を一元化するものです。 なお、特別区設置制度に移行し、横浜市を廃止することは、横浜市の強みである大都市の一体性や 18 区の個性を失わせることになるため、「特別区」ではなく、「特別市」の実現を目指すこととしています。
特別市に移行すると「横浜県」になるのか。	特別市は、都道府県の区域に含まれない、今の日本にはない地方自治の制度です。「横浜県」ではなく、「横浜市」として、現在、市域内で県が所管している事務も担っていくのが特別市です。
特別市になると区はどうなるのか。	特別市になっても横浜市の 18 区が変わることはありません。 現在、市域内で県が所管している事務も特別市が担うことになるため、区役所の役割や予算を拡大し、地域の活性化につなげていきます。
特別市の区長は選挙で選ばれるのか。	区長の選任は、市の意思決定機関として市民の代表で構成される議会の同意を得た上で、市長が選任する特別職とすることとしています。

特別市の区には、東京23 区のように区議会が置かれるのか。	特別市における区は、現在と同様に市の内部組織であり、東京 23 区のように区議会を設置することはありません。
税金はどうなるのか。県民税の分だけ減税されるのか。	特別市になっても、基本的に市民の皆様が納めている地方税の総額は変わりません。現在、県に納めていただいている税金は、特別市に納めていただき、県に代わって市が行政サービスを行っていきます。
国による財政調整はどうなるのか。	特別市について、必要な財源が不足する場合は、国による財政調整として地方交付税が交付されます。 県についても同様に、必要な財源が不足する場合は、国による財政調整として地方交付税が交付されます。
市内の県立施設は、横浜市立の施設になるのか。	特別市移行に当たっては、利用者の皆様に影響がないよう、市内の県立施設の取扱いについて県と協議を行います。人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的に行政運営を行う観点も踏まえ、「特別市に移管する」「県と特別市の共同運営とする」「県が運営を継続し、特別市が必要な費用を負担する」など、幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えています。
特別市に移行することで、職員人件費や公共施設の維持費などで経費がかかるのではないか。	特別市になると、事務量の増加に伴い職員数が増加しても、併せて財源も移譲されることになります。 県機関・県有施設等の移設に伴う費用負担については、特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で県市間で詳細に検討・協議するべき事項であると考えています。
特別市になることで横浜市役所（区役所）の負担が増えるのではないか。区役所の仕事が自治会町内会に回ってくるのか。	特別市移行に当たっては、県と必要な協議を行い、事務量に見合った体制を整備していきます。 区役所職員の仕事を、自治会町内会に担っていただくことはありません。
特別市制度のデメリットはないのか。	特別市の移行に当たっては、役所間での調整は必要になりますが、市民の皆様の生活に影響するデメリットは、基本的にないと考えています。 神奈川県は特別市制度の課題や懸念を示していますが、今後制度設計をしていく中で解消できるものであり、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。
議員の理解は進んでいるのか。	横浜市会では、「特別市の早期実現を目指す決議」を採択するとともに、国や政党への要望活動を行うなど、特別市の実現を目指して取り組まれているところです。 県議会議員や国会議員の理解をいただくため、引き続き、特別市の法制化の必要性を丁寧に説明していきます。

法制化をどのように進めるのか。	法制化を実現するには、国や国会での手続が必要となります。議会や他の政令指定都市と連携して、国や政党に対する働きかけを強化することで議論の活発化を促していきます。 また、市民の皆様にも、「特別市」の法制化の必要性を引き続き丁寧に説明していきます。
特別市の移行に当たっては住民投票が行われるのか。	横浜市が特別市に移行するかどうかは、市民の皆様の意向を踏まえて決めることが必要です。住民投票の実施の有無など、どのような形で進めるかは、法制化の議論の中で決まっていきますが、住民投票等で市民の皆様が選択できるようにしていくことが必要と考えています。
神奈川県は特別市についてどういう見解か。	令和４年３月に「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」が公表されました。特別市が実現した場合、県内全域における行政サービスが大幅に低下するなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て特別市を法制化することは妥当でないとしています。 横浜市は、県が示している課題・懸念はいずれも解決可能と考えていますが、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。
県内の市町村に影響はないのか。	横浜市が特別市に移行することで、県は特別市以外の市町村の支援に注力できることになるので、県内の市町村にとってもプラスの影響がある仕組みであると考えています。
諸外国には特別市のような大都市制度はあるのか	諸外国の多くは、特別市のような大都市制度があります。例えば、アメリカのニューヨーク市、フランスのパリ市、ドイツのハンブルク市、カナダのトロント市などがあります。
他の政令指定都市も特別市を目指しているのか。	全国に 20 ある政令指定都市は、「現行の指定都市制度」「いわゆる都構想」「特別市制度」の中から、地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できることが必要であると考えています。そのため、法制化されていない特別市の選択肢をつくることを目指し、20 市が連携して国へ働きかけるなど一丸となって取り組んでいます。 特別市に移行するかどうかは、法制化後に各市が判断することになります。
いわゆる大阪都構想と特別市制度はどう違うのか。	いわゆる大阪都構想は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、指定都市である大阪市を廃止し、広域自治体である「大阪都」と、基礎自治体である複数の特別区に再編するものです。 手法は特別市と違いますが、指定都市制度が抱える二重行政を解消するという目的は同じです。

【参考１】横浜特別市大綱

横浜市が目指す特別市の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。詳細については、横浜市のウェブページをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/daitoshi.html#91F70

【参考２】行政区と特別区の違い

	行政区	特別区
実例	横浜市の 18 区	東京都の 23 区
位置付け	政令指定都市の内部組織	特別地方公共団体 （独立した基礎自治体）
法人格	なし	あり
区長	身分：一般職 選任：市長が職員から任命	身分：特別職 選任：公選（区民が選挙で決める）
議会	なし	あり

令和６年
春の全国交通安全運動
横浜市実施要綱

目　　的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期　　間

１　令和６年４月６日（土）～４月１５日（月）の１０日間
２　交通事故死ゼロを目指す日　４月１０日（水）

スローガン

安全は　心と時間の　ゆとりから

横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

重　　点

１　子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
２　歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
３　自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
４　二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和５年中　市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
		前年比		前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	−43	4	0	56	10	202	1	215	−8	185	−21	4	3
神奈川区	329	−34	2	−1	22	11	112	−18	73	−2	102	−12	2	1
西区	261	6	2	−1	8	0	101	23	43	−11	68	−5	3	2
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18	4	−1
南区	391	63	1	−1	20	4	146	31	84	3	149	20	2	−1
港南区	499	22	2	0	40	−7	178	10	105	3	144	−9	3	1
保土ケ谷区	345	−109	4	4	22	−3	118	−15	52	−25	141	−53	3	1
旭区	482	−46	1	−1	32	7	170	−15	85	−6	175	−18	2	−5
磯子区	290	−21	6	5	24	−6	92	−9	57	−15	90	−17	1	0
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18	3	1
港北区	657	145	0	−2	50	25	188	47	174	37	199	47	3	1
緑区	446	75	2	−3	38	10	143	24	117	43	138	34	0	−4
青葉区	600	57	0	−1	42	0	201	15	120	10	161	11	2	0
都筑区	421	−17	2	−2	36	−5	134	2	117	17	88	−30	2	−1
戸塚区	540	26	2	−2	25	−9	172	27	70	−18	193	4	3	2
栄区	171	−22	0	0	11	1	61	−14	28	−7	55	−8	0	0
泉区	326	54	0	0	22	−1	110	4	68	3	110	23	0	0
瀬谷区	307	−67	4	2	20	−5	90	−46	86	−19	100	−17	2	−1
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	−15	39	−1

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取組

共通事項

1　「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2　4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

（4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。）

横浜市・区

1　地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
2　各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
3　参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
4　衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

1　交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
2　子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
3　各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
4　関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
5　交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1　キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2　はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

1　スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
2　交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
3　自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1　交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2　道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

1　子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
2　ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
3　自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
4　二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課（※）
電話０４５（６７１）２３２３

※令和６年４月１日から道路政策推進課に課名を変更します

区連会３月定例会説明資料
令 和 ６ 年 ３ 月 ２１ 日
都筑区連合町内会自治会

令和６年３月 21 日

自治会長・町内会長 各位

都筑区連合町内会自治会
会長　　吉野　富雄

都筑区制 30 周年記念のぼり旗の配布について

春分の候　益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、都筑区連合町内会自治会の活動にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。
このたび、都筑区制 30 周年を記念し、都筑区連合町内会自治会にて「都筑区制 30 周年記念のぼり旗」を作成しました。
つきましては、各自治会町内会に配布しますので、区制 30 周年の祝賀ムードの醸成にご活用いただければ幸いです。

１　仕様

・サイズ：H1500×W450mm
・素　材：ポリエステル

１　配布枚数

・地区連合町内会自治会　：　10 枚
・単位町内会自治会　　：　３枚

担当：都筑区連合町内会自治会事務局
（都筑区役所地域振興課内）
姫嶋、佐野
電話　948－2231
FAX　948－2239

119情報

区連会３月定例会説明資料
令　和　６　年　３　月　21　日
都　筑　消　防　署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 ／ 年別			令和６年 2月	令和６年 累計	令和５年 2月	令和５年 累計	累計前年比 増△減
火災件数		(件)	0	1	5	8	△ 7
火災種別	建物火災	(件)	0	1	1	2	△ 1
	車両火災	(件)	0	0	1	2	△ 2
	その他の火災	(件)	0	0	3	4	△ 4
焼損面積		(㎡)	0	0	94	94	△ 94
死者		(人)	0	0	0	0	0

【２月中　０件】

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119

区分 ／ 年別			令和６年 2月	令和６年 累計	令和５年 2月	令和５年 累計	累計前年比 増△減
救急件数		(件)	869	1,860	797	1,731	129
救急種別	急病	(件)	633	1,355	562	1,257	98
	交通事故	(件)	53	93	33	74	19
	一般負傷	(件)	151	316	142	297	19
	その他	(件)	32	96	60	103	△ 7

※ 令和6年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

都筑消防団って？

区民の安全・安心を守るため、
約400人の都筑区民が活動しています。

詳しくは、都筑消防団ホームページ
見てね！

【お問合せ】
一緒に活動しよう！！　都筑消防署総務・予防課消防団係
電話045-945-0119

住宅用火災警報器は10年を目安に
点検　交換　をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください
045-945-0119
都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

都筑消防署からのお知らせ！

放火を未然に防ぐには…？！

～放火されない、放火させない環境づくりが大事です！！～

【放火火災防止対策のポイント】

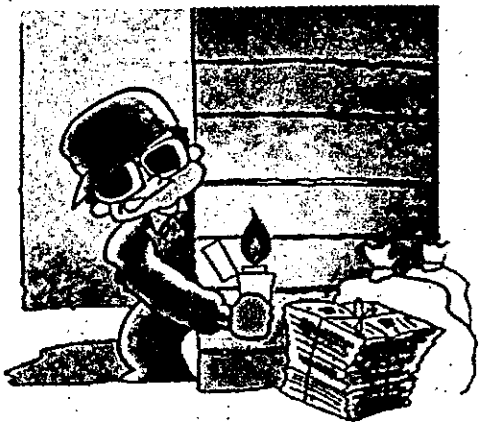

ゴミは決められた日時に出しましょう。

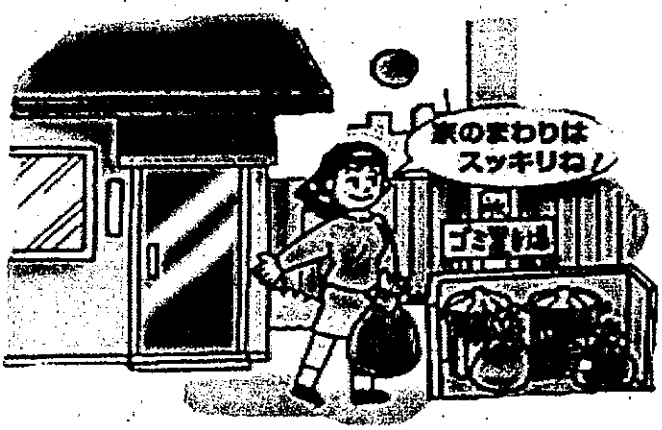

家の周りは照明等を点灯し、

明るくしましょう。

車やオートバイのボディーシートも

火をつけられやすいので、防炎製品の

ものを使うようにしましょう

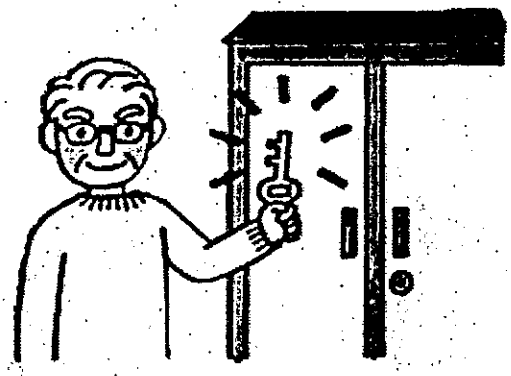
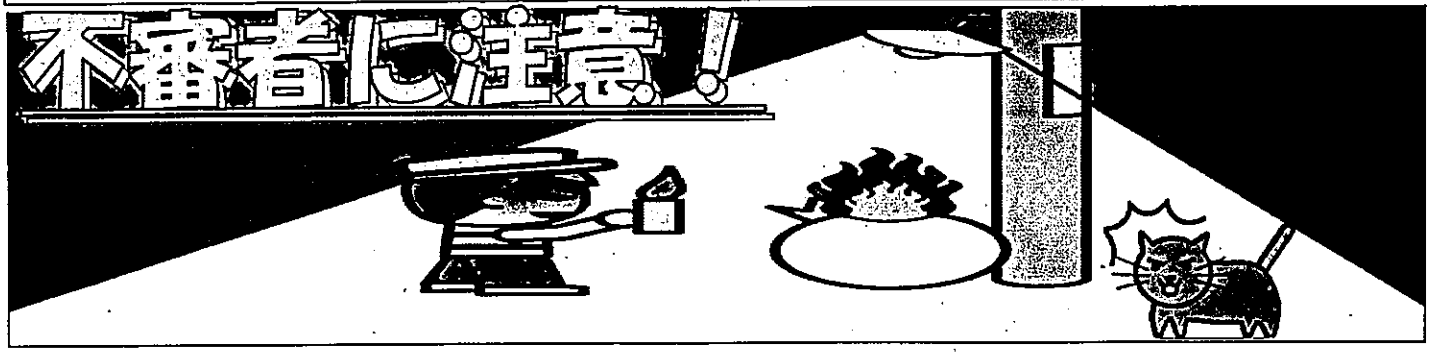
物置や車庫には鍵をかけましょう。